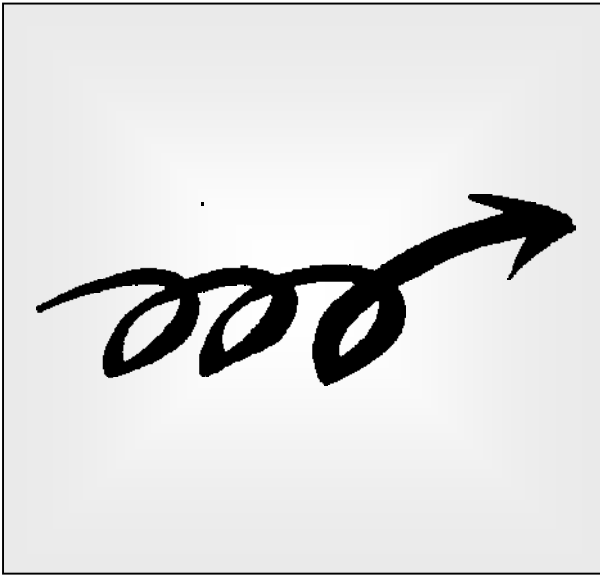


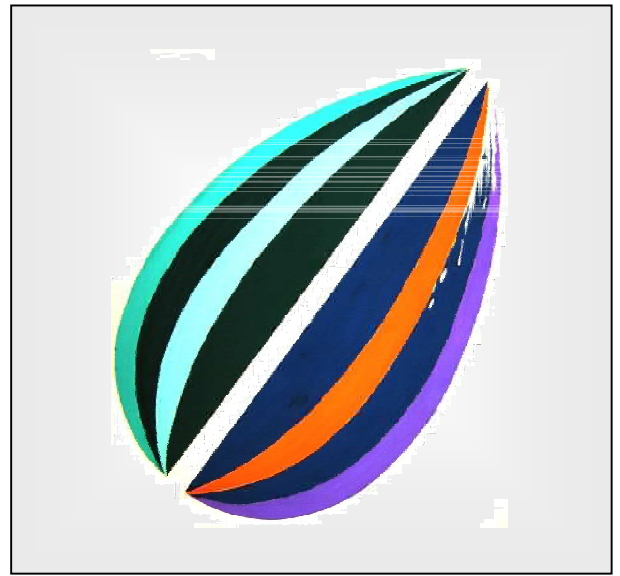
令和8年度

## 豊田市区長会 第2回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和8年4月22日（水） 14：00～

場 所 市役所 南庁舎5階 南51会議室

# 次 第

【司会 清水副会長／場所 市役所南庁舎5階 南51会議室】

## 1 豊田市民の誓い唱和

深津書記

## 2 会長 挨拶

## 3 豊田警察署 報告・説明

ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		—	別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。		
2	警察署と地区区長会との連携について		—	別紙
	依頼内容	・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。		

## 4 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

1	役員会・総務委員会合同研修会について（案）		—	1
	協議内容	・別紙のとおりです。		
2	区長会費用弁償の支給について		—	2
	報告内容	・別紙のとおりです。		
3	地区区長会運営費の口座確認について		提出	4
	依頼内容	<p>・豊田市区長会及び豊田市区長会共済会から各地区区長会の口座に「地区運営費」を振り込みます。（振込予定日：6月5日）</p> <p>・変更の有無に関わらず、区長会事務局に報告をお願いします。</p> <p>【報告期限】 5月8日（金）</p> <p>【提出先】 区長会事務局（地域交流課）又は支所（電話：34-6629/FAX：35-4745）</p>		
4	区長会役員への各種委員委嘱（案）について		提出	5
	協議事項	<p>・別紙のとおり各種委員への就任をお願いします。</p> <p>・任意様式での承諾書等の提出が必要な方におかれましては、同封の書類を区長会事務局に提出くださいますようお願いいたします。</p> <p>【提出先】 区長会事務局（電話：34-6629/FAX：35-4745）</p>		
5	区長会総会の運営（案）について		—	別紙
	協議内容	・別紙のとおりです。		

6	第58回豊田おいでんまつりの協賛について		7
	協議内容	・別紙のとおりです。	
7	デジタル化の推進（アプリの導入）について		10
	協議内容	・別紙のとおりです。	

## 5 共済会運営委員会 報告事項

ページ

1	今期見舞金の支給状況について		14
	報告内容	・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、 <u>事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。</u>	

## 6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

### 資料番号

1	社会福祉協議会の会費等の募集について		社会福祉協議会
	依頼内容	・社会福祉協議会の事業について説明 ・社協会費・共同募金・日赤活動資金の募集 ・各地区の区長連絡会等での説明のお願い 【連絡先(社協事業・会費等の募集について)】 豊田市社会福祉協議会総務課（電話：34-1131/FAX：32-6011）	
2	避難行動要支援者の支援について（お願い）		よりそい支援課
	依頼内容	・避難行動要支援者の支援について、昨年度に引き続きご協力をお願いします。 ・6月地区区長会に市職員が出席し、避難行動要支援者名簿の更新、名簿の活用方法等の説明を行います。 【連絡先】よりそい支援課（TEL:34-6791 / FAX:33-2940） 【連絡先】よりそい支援課 電話：34-6791、FAX：33-2940 メール：yorisoi@city.toyota.aichi.jp	
3	令和8年度全国一斉情報伝達訓練の実施について（依頼）		防災対策課
	依頼内容	・防災行政無線を通じて訓練放送が実施されます。 ・受信状況の確認をお願いします（自治区放送施設を有する自治区のみ）。 【連絡先】防災対策課 電話：34-6750、FAX：34-6048 メール：bousai@city.toyota.aihi.jp	

4	<p>新たな防災気象情報について</p> <p>令和8年5月下旬から、気象の警報などが大きく変わります。自治区で作成している防災に関するマニュアル等について、点見直しが必要になる可能性があるため、変更内容について情報提供します。</p> <p>【連絡先】 防災対策課 電話：34-6750、FAX：34-6048 メール：bousai@city.toyota.aichi.jp</p>	<p>防災対策課</p> 
5	<p>豊田市地域包括支援センター事業への協力をお願い</p> <p>高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えるために、中学校区ごとに設置している高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターから、会議等への参加や回覧の依頼等をさせていただきますことがありますので、御協力をお願いします。</p> <p>【連絡先】 高齢福祉課 電話：34-6984、FAX：34-6793 メール：korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp</p>	<p>高齢福祉課</p> 
6	<p>出前講座「認知症サポーター養成講座」の情報提供</p> <p>認知症サポーター養成講座を市民向けに開催しています。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域の方が認知症の正しい知識を得るための講座開催を御検討ください。</p> <p>【連絡先】 高齢福祉課 電話：34-6984、FAX：34-6793 メール：korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp</p>	<p>高齢福祉課</p> 
7	<p>行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い</p> <p>平成29年度に市、豊田市区長会等との間で締結した「徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書」に基づき、認知症による行方不明者等の早期発見に、可能な範囲で御協力ください。</p> <p>また、自治区長及び自治区役員の皆様におかれましては、「かえるメールとよた」への御登録に御協力ください。高齢福祉課で登録代行も承ります。</p> <p>【連絡先】 高齢福祉課 電話：34-6984、FAX：34-6793 メール：korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp</p>	<p>高齢福祉課</p> 

	名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣について	スポーツ振興課
8	<p>依頼内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の夏祭りに「チアグランパス」を派遣します。</li> <li>・派遣依頼の抽選にお申し込みください。</li> <li>【7月】開催 抽選受付期間：5月12日(火)～5月29日(金)</li> <li>【8月】開催 抽選受付期間：6月11日(木)～6月30日(火)</li> <li>【連絡先】スポーツ振興課 電話：34-6632、FAX：32-9779 メール：sports@city.toyota.aichi.jp</li> </ul>	
	第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（情報提供）	地域包括ケア企画課
9	<p>情報提供</p> <p>令和8年3月に「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるための重要な指針であり、住民の皆様幅広く知っていただくことが必要です。このため概要版を配布いたしますので、回覧等により周知に御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>【連絡先】地域包括ケア企画課 電話：34-6787、FAX：34-6793 メール：hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp</p>	
	ダニ媒介感染症の予防に関する区民周知について（依頼）	感染症予防課
10	<p>依頼内容</p> <p>R7年にダニ媒介感染症が例年以上に発生しました。春から秋にかけてダニの活動が活発となることから、これらの感染症予防対策について、自治区会館等にポスター掲示をお願いします。</p> <p>【連絡先】感染症予防課 電話：34-6180、FAX：34-6929 メール：hokansen@city.toyota.aichi.jp</p>	
	「グリーンカーテンコンテスト」の実施について	環境政策課
11	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季の暑さ対策や省エネにつながる取組として、今年度から「グリーンカーテンコンテスト」を開催しますので、自治区の区民会館やご自宅、事業所にてぜひお取り組みください。</li> <li>・参加申込期間：4月5日から5月31日まで</li> <li>【連絡先】環境政策課 電話：34-6650、FAX：34-6759 メール：kansei@city.toyota.aichi.jp</li> </ul>	

7 5月区長便のお知らせ

... 15

8 意見交換

自治区運営で困っていて他自治区に聞きたいこと等

9 その他

【参考資料】自治区・地区コミュニティ会議等に対する委員推薦依頼一覧

【第3回役員会】5月27日(水) 14:00～豊田市役所 南庁舎5階 51会議室

## 役員会・総務委員会合同研修会について（案）

- 1 日程：令和8年7月9日（木）
- 2 対象：役員及び総務委員
- 3 目的：他自治体の事例について学び、自治区運営や地域づくりの参考とする。
- 4 視察先候補について
  - ・以下の2案について希望する順を決定してください。
  - ・視察先の都合により、内容が変更となる場合があります。

### ①【テーマ】自治区支援アプリ導入事例 / 滋賀県大津市（日帰り）

＝視察先＝

#### 大津市役所及び導入自治会

令和7年度区長会総務委員会で検討を行った自治区支援アプリ「CHIKUWA!」を導入している自治体及び自治会の方から、導入による効果や課題等を伺う予定。

※調整状況により、他の自治体に変更となる場合もあり。（岐阜県池田町ほか）

### ②【テーマ】防災対策（土砂災害） / 長野県南木曾町（日帰り）

＝視察先＝

#### 南木曾町役場及び自治会

平成26年に南木曾町で発生した土石流災害の現場見学や、防災についての取組等のお話を、町の担当者や自治会の方々から伺う予定。

## 豊田市区長会費用弁償支給規程

### 1 支給対象となる会議等

- (1) 区長会定例会議としての役員会、4役会議、総務委員会、会計監査、選考委員会
- (2) 区長会活動の一環として、臨時に開催される会議等で、会長が必要と認めるもの
- (3) 主催団体からの正式な依頼により、区長会代表委員として会議、行事に出席した場合で、主催団体から報酬、謝礼、報償金又は費用弁償の類が支給されない場合

### 2 費用弁償の額

費用弁償の額は、交通費実費支弁額とし、次の区分による額とする。

- (1) 会議等の場所から地区区長会の属する交流館・支所までの距離を直線で測定し、全行程が1 km以上ある場合に、30円/km（全行程で1 km未滿の端数は切り捨てる。）を支給する。
- (2) 会議等の場所が豊田市役所である場合の費用弁償額は、下表のとおりとする。

区長会名	費用弁償額	区長会名	費用弁償額
崇化館地区	30円	若園地区	570円
梅坪台地区	150円	猿投台地区	270円
浄水地区	240円	井郷地区	270円
朝日丘地区	60円	猿投地区	480円
逢妻地区	180円	保見地区	360円
高橋地区	150円	石野地区	540円
美里地区	120円	松平地区	360円
益富地区	240円	藤岡地区	780円
豊南地区	210円	藤岡南地区	540円
末野原地区	270円	小原地区	1,200円
上郷地区	450円	足助地区	900円
竜神地区	270円	旭地区	1,470円
若林地区	480円	下山地区	930円
前林地区	510円	稲武地区	2,100円

- (3) 区長会会長が出席するもので、区長会行事（総会、役員会、4役会など）を除く会議及び行事に出席したときは、前号の規定による費用弁償を行わないものとし、1回につき2,000円を支給する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(区長会会長用の費用弁償を追加する。費用弁償の浄水地区を追加する。)

附則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年4月22日

«地区名» 地区区長会会長様

豊田市区長会

## 地区区長会運営費の口座確認について（依頼）

豊田市区長会では、役員会での報告事項の伝達や、地区内の円滑な協力体制構築のため、毎月1回の地区区長会の実施をお願いしております。

つきましては、各地区区長会に対し、「地区運営費」（35,000円（区長会から20,000円、共済会から15,000円）×自治区数）を地区区長会の口座に振り込みます。（振込予定：6月5日（金））

現在把握しております口座は下記のとおりですので、ご確認いただき、情報変更の有無を本紙にご記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

### 1 現在の登録口座情報

銀行名／口座番号：《振込口座\_銀行名・支店名・口座番号》

口座名義：《口座名義》

（口座情報変更有無について：レ点をお願いします。）

変更あり

変更なし

変更のある場合は、口座情報の分かるページのコピーを添付してください。

※振込には口座名義人の漢字・フリガナの両方が必要となります。通帳の表紙及び1ページ目の見開きのコピーの添付をお願いします。

### 2 提出方法

以下どちらかの方法でご提出ください。

- ① 区長会事務局（地域交流課）へFAX（35-4745）
- ② 区長会事務局（地域交流課）又は各支所窓口へ直接提出

### 3 提出期限

令和8年5月8日（金）までにご提出ください。

【問合せ及び提出先】

豊田市区長会事務局 中山、深見

電話：34-6629

FAX：35-4745

## 区長会役員への各種委員委嘱状況について(令和8年4月現在)

### 委嘱依頼数の経年比較

	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
総委嘱依頼数	35	46	48	46	42
会 長	9	11	12	12	12
副会長	1	3	4	4	2
副会長兼書記	2	3	3	3	2
副会長兼会計	2	3	3	2	2
書 記	2	3	2	2	3
会 計	2	2	2	2	2
理 事	17	21	21	21	19
その他	0	0	1	0	0

令和8年度 区長会役員への各種委員委嘱（案）

No.	所管する 所属・機関	組織名	就任する 役職	R8			
				地区名	自治区名	職名	役員氏名
1	行政改革推進課	地域経営懇話会	委員	高橋	扶桑町	理事	築山正樹
2	環境政策課	豊田市環境審議会	委員	豊南	下野見	理事	杉浦正春
3	循環型社会推進課	とよたエコライフ倶楽部	代表	前林	駒場	副会長兼書記	清水宏明
4	環境保全課	不良な生活環境を解消するための審議会	委員	若園	花園町	理事	寺田雄二
5	産業振興課	豊田おいでんまつり実行委員会	委員	崇化館	二区東部	書記	深津澄男
6	産業振興課	中村寿一・豊田喜一郎顕彰会	世話人	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
7	交通政策課	豊田市公共交通会議	委員	足助	冷田	理事	天野正直
8	西山公園	豊田市緑の募金委員会	副会長	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
9	公園緑地課	豊田市市街地緑地保全審議会	委員	浄水	浄水町	理事	土井英二
10	こども・若者政策課	子どもにやさしいまちづくり推進会議	委員	逢妻	千足町	理事	鈴木英之
11	こども・若者政策課	社会を明るくする運動豊田市推進委員会	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
12	都市計画課	名古屋鉄道三河線整備促進期成同盟会	会員	崇化館	二区東部	書記	深津澄男
13	都市計画課	豊田市都市計画審議会	委員	美里	広川町	理事	板倉良昭
14	経営戦略課	豊田市市政顧問会議	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
15	秘書課	豊田市表彰審査委員会	委員	下山	花山	副会長	加藤繁廣
16	交通安全防犯課	豊田市交通安全 市民会議	会長	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
17	防災対策課	豊田市防災会議	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
18	防災対策課	豊田市国民保護協議会	委員	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
19	地域包括ケア企画課	（公財）豊田地域医療センター	評議員	梅坪台	東梅坪町	理事	杉山健章
20	やすらぎ福祉総務課	豊田市社会福祉審議会	委員	朝日丘	小坂	理事	平野敬一
21	よりそい支援課	豊田市民生委員推薦会	委員	前林	駒場	副会長兼書記	清水宏明
22	社会福祉法人豊田市福祉事業団	豊田市福祉事業団理事会	理事	井郷	下古屋	理事	井口太宏
23	経営管理課	豊田市上下水道事業審議会	委員	末野原	御幸本町	副会長兼会計	関口栄治
24	公益社団法人豊田市シルバー人材センター	公益社団法人豊田市シルバー人材センター理事会	理事	藤岡	上渡合	理事	阿垣剛史
25	豊田・みよし防犯協会連合会事務局	豊田・みよし防犯協会連合会	副会長	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
26	豊田・みよし防犯協会連合会事務局	豊田・みよし防犯協会連合会	監事	猿投	乙部ヶ丘第一	理事	池田利雄
27	豊田・みよし防犯協会連合会事務局	豊田・みよし防犯協会連合会	常任理事	竜神	土橋	理事	須賀 宏
28	豊田市社会福祉協議会	地域福祉活動推進委員会	委員長	石野	七重	会計	清水克彦
29	豊田市社会福祉協議会	①豊田市社会福祉協議会②豊田市共同募金委員会	①副会長②会長	益富	五ヶ丘第8	会長	高村伸一
30	豊田市社会福祉協議会	①豊田市社会福祉協議会②豊田市共同募金委員会	①②評議員	若林	若林	理事	前田定利
31	開発調整課	豊田市開発事業対策協議会	委員	石野	七重	会計	清水克彦
32	ラリーまちづくり推進課	豊田ラリーをいかしたまちづくり実行委員会	委員	旭	敷島	理事	沓名雄司
33	循環型社会推進課	資源循環促進検討会議	構成員	松平	岩倉東	理事	小野田勝己
34	環境政策課	とよた・ゼロカーボンネットワーク	副会長	末野原	御幸本町	副会長兼会計	関口栄治
35	都市計画課	土地利用関連計画策定懇談会	委員	猿投台	中越戸	理事	大嶋和樹



令和8年3月吉日

豊田おいでんまつり実行委員会  
会長 辻 邦 恵

## 第58回豊田おいでんまつりの賞状・賞金協賛について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、豊田おいでんまつりに格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年は下記日程にて、第58回豊田おいでんまつりを開催いたします。

つきましては、まつりの内容を充実させ、多くの皆様がお楽しみできるよう、前回同様に御支援と御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 開催日程

マイタウンおいでん 6月 6日（土）～7月5日（日）

おいでん総踊り 7月25日（土）

花火大会 7月26日（日）

#### 2 協賛依頼の内容

- ① 賞状：1点（マイタウンおいでん「豊田市区長会賞」）
- ② 賞金：6,000円の協賛

#### 3 その他

- ・当会からの依頼に対して、御協賛いただける場合は、別紙「豊田おいでんまつり協賛申込書（法人用）」にご記入の上、豊田おいでんまつり協賛事務局へお送りいただくようお願いいたします。
- ・賞状及び賞金以外に御協賛可能な内容がありましたら、申込書の備考欄へご記入ください。
- ・賞状のお受渡しの方法等については、別途担当者からご連絡します。

#### 【問合せ】

豊田おいでんまつり協賛事務局

電 話 0120-748-758（平日 午前10時から午後5時）

FAX 0565-37-8152

# 第58回豊田おいでんまつり協賛のご案内 法人用

豊田おいでんまつりは、マイタウンおいでん及びおいでん総踊りからなる「踊り」と、「花火大会」により構成されます。市民が楽しみ、感動し、訪れる人を温かく迎えることができるようなふるさとのおまつりを、市民・事業者・行政の共働りの力で開催するため、豊田おいでんまつりへのご支援・ご協力をお願い致します。

※詳細は豊田おいでんまつりHP(お知らせ)をご覧ください。

マイタウンおいでん 6/6日～7/5日

おいでん総踊り 7/25日

花火大会 7/26日

## 花火

公式ガイドに貴社名を掲載!!

返礼として花火大会協賛席入場券を進呈!!

### 1.法人花火

1口 8,500円

■募集口数 800口  
返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席1枚/1口)  
※席仕様:パイプイス

### 2.販売促進用

1口 79,000円

法人・商店さま向けに、花火大会協賛席入場券を自社の販促用として使える枠を設けました。ぜひ新規顧客の獲得・販促促進にご活用ください。 ■募集口数 40口  
返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席10枚/1口)  
※席仕様:パイプイス

### 3.打上花火(8号3玉)

1口 260,000円

新規協賛はキャンセル待ち  
※継続協賛者の更新後、空きが生じた場合のみ募集します。  
返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)  
※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

### 4.仕掛け花火

1口 540,000円

新規協賛はキャンセル待ち  
※継続協賛者の更新後、空きが生じた場合のみ募集します。  
返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)  
※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

### 5.スターメイン

1口 649,000円

新規協賛はキャンセル待ち  
※継続協賛者の更新後、空きが生じた場合のみ募集します。  
返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席16枚/1口)  
※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

### 6.日本煙火芸術協会 打上花火(8号5玉)

1口 450,000円

■募集口数 40口  
返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)  
※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

### 7.日本煙火芸術協会 スターメイン

1口 1,800,000円

■募集口数 5口  
返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席16枚+イス指定席8枚/1口)  
※席仕様:マスおいでん座布団(記念にお持ち帰りください)/イス/パイプイス

### 8.おいでん大スターメイン

1口 54,000円

■協賛金500万円に達し次第募集終了  
複数の協賛者で一つのスターメインを打ち上げます。また、豊田市内の煙火店が打上げを行い、「WE LOVE とよた」、「WE LOVE おいでん」を掲げ、豊田おいでんまつりの新たなシンボルになることを目指します。  
返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席1枚/1口)  
※席仕様:パイプイス  
1口 108,000円 返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席3枚/1口)  
※席仕様:パイプイス  
1口 325,000円 返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

### 9.おいでんファイナールスターメイン

1口 1,500,000円

プログラムの終盤に打ち上げるスターメインです。 ■募集口数 2口  
返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席16枚+イス指定席8枚/1口)  
※席仕様:マスおいでん座布団(記念にお持ち帰りください)/イス/パイプイス

## PRグッズ・広告・その他

<第57回の開催状況>

踊り参加者数:189連、5,044人(マイタウンおいでん含む) 花火観客数:12,970人(協賛席内のみ)  
※花火大会協賛席入場券の進呈はありません。

### 1.公式ガイド広告

発行部数16万部  
(7月中旬に新聞折込・ポスティングで市内一斉配布)

A. カラー1/3 1枠:W24.0cm×H10.5cm

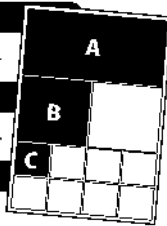
1口 216,000円 ■募集口数 2口  
※原稿制作費(15,000円)が別途必要です

B. カラー1/6 1枠:W11.9cm×H10.5cm

1口 108,000円 ■募集口数 4口  
※原稿制作費(15,000円)が別途必要です

C. カラー1/24 1枠:W6.0cm×H5.0cm

1口 43,000円 ■募集口数 20口



### 2.公式サイトバナー広告

豊田おいでんまつり公式サイトにバナー広告を掲載します。

1口 54,000円 ※バナー制作費(3,000円)が別途必要です

■募集口数 18口 ■サイズ 160×60ピクセル ■形式 GIF形式、JPEG形式 ■容量 30KB以内  
■期間 ~2027年3月末日 ■掲示場所 豊田おいでんまつり公式サイト <https://www.oidenmaturi.com/>

### 3.うちわ

1口 32,000円(300本)

マイタウンおいでんなど各イベントで配布します

■募集口数 120口 ■サイズ 約16cm×25cm(円形部分)  
■広告スペース 8cm×14cm・単色刷り ※色の指定はできません。(10口以上の場合は全面カラー広告)  
※納品は受付完了後1~2ヶ月が目安です ※デザイン・仕様は変更になる場合があります

### 4.タオル

1口 43,000円(140本)

■募集口数 50口 ■サイズ 約34cm×85cm ■広告スペース 23cm×7cm  
※納品は受付完了後1~2ヶ月が目安です ※デザイン・仕様は変更になる場合があります



### 5.豊田市駅前PRブース

ブース出展、広報宣伝

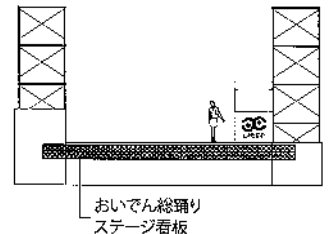
1口 162,000円

■募集口数 4口 ■サンプリング商品もしくはPRチラシの配布 ■商品の展示紹介  
※テント(2間×3間)、机、椅子、照明、電源は、主催者が用意します  
詳細については、豊田おいでんまつり協賛事務局までご連絡ください

### 6.豊田市駅前ステージ看板<特大>

1口 357,000円

■募集口数 2口  
■広告スペース 横210cm×高さ300cm  
※おいでん総踊りのステージ付近に社名を掲載します  
※県内外から集まる多数の観客に対するPR効果が期待できます  
※仕様は変更になる場合があります  
※完全データをご支給ください  
(別途費用)  
※おいでんまつりを応援するメッセージを入れること  
※広告内容はおいでんまつり実行委員会と協議の上決定すること



### 7.豊田市駅前ステージ看板

1口 32,000円

■募集口数 22口 ■広告スペース 横90cm×高さ30cm  
※おいでん総踊りのステージに社名を掲載します  
※県内外から集まる多数の観客に対するPR効果が期待できます

### 8.総踊りコース内イントレ看板

1口 32,000円

■募集口数 未定  
■広告スペース 横90cm×高さ30cm  
※喜多町交差点を中心とした総踊りのメインコースに設置したイントレ前面に社名を掲載します  
※仕様は変更になる場合があります  
※募集口数はイントレの設置数により40口程度から最大56口程度となります



### 9.賞金・賞状・賞品

1口 6,000円~

※マイタウンおいでん及びおいでん総踊りの参加額引連に授与  
※マイタウンおいでん及びおいでん総踊りの際に協賛者として会場アナウンスの上、授与します

※表記された価格はすべて税込みとなります。

受付期間 4/15(水)~5/29(金)

※募集口数に達し次第受付を終了します。ただし、受付初日(4月15日(水))に限り、募集口数を超える申込があった場合、抽選により、協賛者を決定します。受付期間終了後も、口数に余裕のある場合は、引き続き協賛を受け付けます。  
※「打上花火」「仕掛け花火」「スターメイン」「日本煙火芸術協会 打上花火・スターメイン」「おいでん大スターメイン」「おいでんファイナールスターメイン」は、5月8日(金)に受付を終了します。

協賛の申込方法は裏面(申込書)をご覧ください。

◆詳しい協賛情報はこちらへ

(豊田おいでんまつり公式サイト)

<https://www.oidenmaturi.com/>

豊田おいでんまつり

検索



携帯からはこちら

お問合せ先

「豊田おいでんまつり協賛事務局」

TEL:0120-748-758 (平日 午前10時~午後5時) GW期間(4月29日~5月6日は受付休業)

FAX:0565-37-8152 MAIL: [event@toyota-ep.co.jp](mailto:event@toyota-ep.co.jp)

業務委託:(株)トヨタエンタプライズ 〒471-0831 愛知県豊田市司町4-16

第58回豊田おいでんまつり 広告協賛掲載原稿校正のお願い

豊田市区長会

様

ご担当者様名： 中山 様

連絡先：

この度は第58回おいでんまつりの広告協賛をご検討いただき、誠にありがとうございます。  
第57回おいでんまつりにて広告協賛いただきました校正を送付いたします。広告協賛をお申  
込みいただく際には、こちらの校正用紙をご活用ください。

〈返信先〉

豊田おいでんまつり協賛事務局 (株式会社トヨタエンジニアズ)

担当: 熊谷・松井

Mail: event@toyota-ep.co.jp

FAX: (0565) 37-8152

TEL: 090-9275-4570

原稿の修正がない場合は、  
校了欄にご担当者様の捺印を  
お願いいたします。

原稿の修正がある場合は、  
修正内容を下記広告版下に  
直接ご記入ください。

校了欄

- 【必須チェック項目】
- 企業名
  - 住所
  - 電話番号・FAX番号
  - URL (ある場合は)



※第57回豊田おいでんまつり 看板データを貼付しております  
※黒枠は実際には印刷されません

## デジタル化の推進（アプリの導入）について

### 1 今までの経緯

- 令和6年度 少子高齢化、定年延長、価値観の変化等に伴う自治区の担い手不足への対応として、自治区事務のデジタル化による事務効率化や若い世代に合った自治区運営の負担軽減のためのデジタル技術活用に向け更なる研究を行った。
- 令和7年度 総務委員会内に10名程度で構成された（デジタル）小会議を設置し、より詳細に次世代を見据えたデジタル化を推進するための手法や機能の選定、導入方法などについて引き続き研究を行い、推奨ツールを選定した。

### 2 推奨アプリについて

自治区運営におけるデジタル化の必要性が高まっている一方で、導入が進まない自治区も多く存在している。昨年度、デジタル小会議で一定期間、施行を行い、機能性・操作性・価格の面から比較検討を進め、特に高齢化や人材不足により困難な自治区も視野に、導入しやすく、基本機能に絞った推奨ツールの選定を行った。

推奨アプリの第1候補は、 <sup>チクワッ</sup> 「CHIKUWA！」とする。	
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 導入の容易さ（メニュー構成・操作性の平易さ）</li> <li>○ 必要な基本機能が十分に備わっていること</li> <li>○ 低価格であり、自治区の負担が少ないこと</li> </ul>
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標準的な機能を備えたベーシックなアプリとして推奨する。</li> <li>○ 高度な機能やカスタマイズを必要とする自治区については、追加ツールや別アプリの採用を妨げるものではない。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年度に区長会で広域試行（トライアル導入）を実施し、その結果を踏まえ、役員会にて本契約の可否を最終判断いただきたい。</li> <li>○ まずは区長会内で導入し、回覧データの送付や各種連絡等で運用しながら、詳細な活用ルールを検討。</li> <li>○ 区民への展開については、各自治区の判断によるものとする。</li> </ul>
市への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「デジタル活用支援事業補助金」終了後も、デジタル化を維持するための継続的な支援を求める。</li> </ul>

### 3 令和8年度の取り組みスケジュールについて（予定）

区長会内で広域試行（トライアル導入）を実施し、本格導入の可否を判断する。  
導入に向け、導入後のアプリ運用ルールの策定を行う。  
導入が決まれば、区長会として契約し、アプリを導入する。  
各自治区へ展開できるようモデル自治区を選定し試行を行い、展開方法等を整理する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
デモ準備	区長会役員会で説明・試行	役員会で導入決定	契約	モデル自治区募集	自治区説明会 モデル自治区にて導入・活用					モデル自治区から結果報告	
アプリ運用ルールの策定・随時更新											

# CHIKUWA! アプリ

## 豊田市区長会役員会でのトライアル導入

### ◆アプリの事前ダウンロードのお願い◆

次回役員会にてアプリの簡易説明を行います。  
円滑な進行のため、次回役員会までにアプリのダウンロードをお願いします。

### ダウンロード方法

ご利用の端末の各アプリストアからアプリをダウンロードしてください。

Android を  
ご利用の方はこちら



iPhone を  
ご利用の方はこちら



Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。  
Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Store は Apple Inc. のサービスマークです。



下のアイコンがスマートフォンの画面に追加されれば完了です。



← CHIKUWA!アプリのアイコン

身近なつながりを快適に  
自治会・町内会運営支援システム



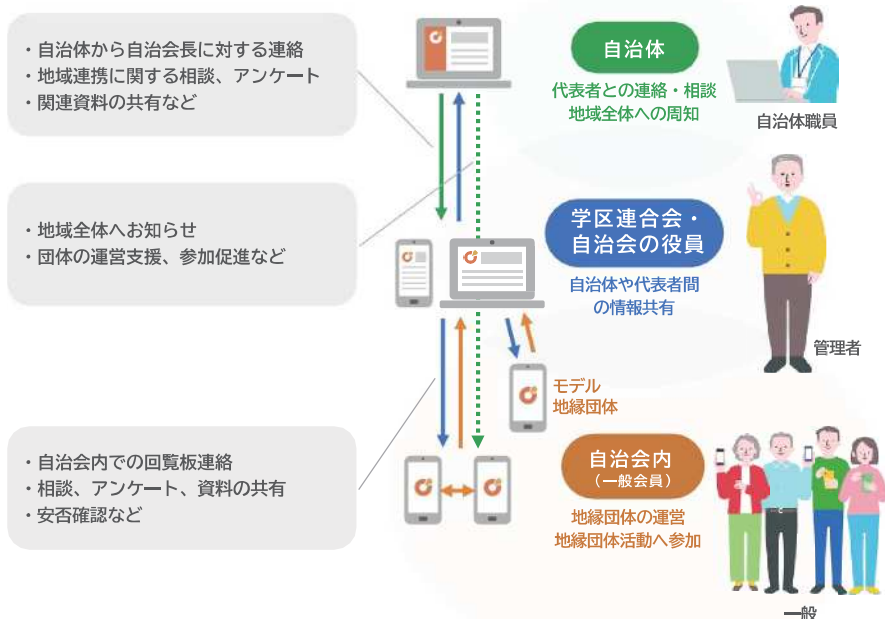
安心な暮らしには欠かせないこと。  
昔ながらのやり方ではうまくいかないこと。  
今考える、今のやり方



## 自治会・町内会の情報共有や連絡をデジタル化 活動や運営をサポートします

アナログ中心の連絡業務を始めとする自治会・町内会の慣例的な運営方法は、  
役員の負担となり若い世帯の参加の敬遠を招いています。

「CHIKUWA!」により運営をデジタル化し、地域ステークホルダー全体の連絡業務の負担を軽減。若  
い世帯も参加しやすいデジタル化の恩恵を享受できる自治会・町内会への変貌を促します。



### 地縁団体の運営を デジタル化するStep

Step1

#### 自治体 - 代表者間のデジタル化

自治体職員と学区連合会・自治会役員間の  
連絡手段をデジタル化。自治会のデジタル化  
支援の第一歩。

Step2

#### モデル団体で利用をチャレンジ

自治体の支援のもとモデル自治会が  
デジタル化にチャレンジ。

Step3

+ 全ての地縁団体で利用  
地域全体がデジタルが利活用できる  
自治会へ変貌。

## 高齢者にも優しいシンプルなデザインと機能を提供します



## スマホで連絡を受信



各グループの管理者からのお知らせを受け取ることができます。  
メンバーに素早く情報がいきわたり、情報共有のための調整の手間を省くことができます。  
また、アンケートやファイルなどもメッセージに添付されるため、配布物の管理も不要になります。



既読確認



アンケート



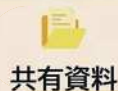
ファイル添付



## 細かい情報を相談



特定のメンバーのみで情報共有できる相談グループ機能を使って、日程の調整や疑問点の確認などが行えます。個人 SNS ではないので誤送信等を気にせず、安心して利用できます。



共有資料

## ファイルを格納して共有



組織規程、自治会員への配布物、各種申請様式等、グループ内で良く使うファイルは共有資料に格納しておくことができます。フォルダは複数階層で管理することができます。



## 地縁団体（自治会・町内会）の運営を支援する機能

団体運営者（会長・役員）も団体会員もデジタル化の恩恵を享受できる地縁団体の運営を支援する機能をそろえております。

## 集金補助

会費のオンライン決済で  
集金の負担を軽減

## 安否確認伝言板

安否確認を迅速化し  
共助体制を強化

## 会員証

アプリで会員証を提示  
各種施策に活用

## 利用登録

参加申請のオンライン化  
団体運営者の承認設定

## 第 2 回 運 営 委 員 会

### 1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 1 日 ～ 4 月 30 日	4	612,000	0	0
1 件あたりの平均支給額	—	153,000	—	0

### 2 5月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額（円）	行事名等	傷害の内容等	発 生 状 況
1	上郷大成	246,000	高嶺学区豊寿園敬老会	左大腿骨骨幹部骨折	送迎バスに向かう途中、雨で滑って転倒し負傷
2	畝部団地	17,000	定期総会	右側肋骨骨折	靴が脱げず、よろけてしまい下駄箱に脇をぶつけ負傷
3	東山町	315,000	防犯パトロール	左脛骨高原骨折	パトロール中暗くて段差に気が付かず転倒し負傷
4	星ヶ丘	34,000	回覧資料配付作業	左小指中節骨骨折	通路の突起物に躓きその際に手をつき負傷

### 3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 1 日 ～ 4 月 30 日	0	0	0	0

#### 《共済会事故報告書について》

\* 事故（ケガ）があったら主催者の責任として、病院へ行く事を勧めてください。

↓

\* 事故発生後、報告書5日以内に提出してください。

↓

\* 5日以内の提出が無理な場合は、区長会事務局へ一報を！

\* 日にちが経ってから病院へ行かれても、行事とケガの因果関係が分らなくなるため、原則認められなくなってしまいます。（提出が遅れた場合も同じです）

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

## 5月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

No.	文書名	担当課	電話	種類	送付先
1	豊田市地域包括支援センター事業への協力をお願い	高齢福祉課	34-6984	依頼	全自治区
2	行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い	高齢福祉課	34-6984	依頼	全自治区
3	出前講座「認知症サポーター養成講座」の情報提供	高齢福祉課	34-6984	情報提供	全自治区
4	名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣	スポーツ振興課	34-6632	通知	全自治区
5	避難行動要支援者の支援	よりそい支援課	34-6791	依頼	全自治区
6	第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画	地域包括ケア企画課	34-6787	情報提供	全自治区
7	ダニ媒介感染症の予防に関する区民周知	感染症予防課	34-6180	依頼	全自治区
8	令和8年度全国一斉情報伝達訓練の実施	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
9	児童遊園・ちびっこ広場の危険箇所等の報告及び謝礼金の支払いについて(依頼)	公園緑地課	34-6621	依頼	関係自治区
10	令和8年度 春の「環境美化月間」	地域交流課	34-6629	通知	全自治区
11	令和8年度地区対策班及び指定緊急避難場所・避難所への職員配置	防災対策課	34-6750	通知	全自治区
12	新たな防災気象情報	防災対策課	34-6750	通知	全自治区
13	「交通安全市民会議ニュース5月号」他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
14	「グリーンカーテンコンテスト」の実施	環境政策課	34-6650	配付	全自治区
15	ぼらんていあだより(希望者のみ回覧)	社会福祉協議会	31-1294	配布	旧市内自治区
16	特定外来生物「オオキンケイギク」の防除啓発	環境政策課	34-6650	配布	全自治区
年 1回	区長会帽子	豊田市区長会	34-6629	配付	新区長の自治区
回覧 1	豊田市指定ごみ袋のあっせん	清掃業務課	71-3003	回覧	全自治区

区長便等の配達先の変更は、配達員ではなく下記連絡先までご連絡ください。

・区長便：地域交流課（TEL：34-6629） ・広報とよた：広報課（TEL：34-6604）

区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますので、配達員への手渡し、区長便箱にお入れいただくか、お近くの支所へお持ちください。（提出物などを入れないようお願いします。）

【地域交流課】電話：(0565) 34-6629 FAX：(0565) 35-4745  
メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp





# 豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州しちしゅうをのぞむ美しい山河うつくさんがにかこまれ、  
輝かしい衣かがやの里ころもの歴史さとと伝統れきしをうけつぎながら、  
明日あすに向かって伸びゆく豊田市とよたしの市民しみんです。

- 1 緑みどりをはぐくみ、川かわを大切たいせつにして、  
豊かな自然ゆた しぜんを愛あいしましょう。
- 1 スポーツしたに親しみ、教養きょうようを高たかめて、  
文化ぶんかの向上こうじょうにつとめましょう。
- 1 元気で働げんき はたらき、若い力わか ちからをそだてて、  
幸せしあわな家庭かていをつくりましょう。
- 1 互たがいに助けあい、心たすの輪ころをひろげて、  
あたたかい町まちをつくりましょう。
- 1 いのちを尊とうとび、きまりまもを守って、  
住すみよい社会しゃかいをつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)  
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。

## 豊田市区長会定期総会運営について

## 1 概要

- (1) 期 日 令和8年5月9日(土)  
 (2) 時 間 午前10時30分 開会 (受付: 10時開始)  
 (3) 会 場 豊田市民文化会館 小ホール(豊田市小坂町12-100)  
 (4) 対 象 者 令和8年度区長、令和7年度4役、区長永年表彰者、一般表彰者  
 (5) 来賓予定 市長・市議会議長・社会福祉協議会長・豊田警察署長・足助警察署長

## 2 スケジュール

令和7・8年度4役及び令和8年度正副総務委員長は、10時20分に壇上へご集合ください。

予定時間	令和8年度区長
10:20	自由席 ※出欠の変更があった場合は、令和8年度役員が取りまとめて受付に報告
10:30	総会開会
12:00	総会閉会・解散

## 3 出欠確認体制

総会当日の受付混雑回避のため、役員の皆様は4月24日(金)までに別紙「総会出欠確認票」にて地区の出欠を取りまとめ、支所または地域交流課に御提出ください。(FAX可)

地区名	自治区名	区長名	地区名	自治区名	区長名
崇化館(12)	二区東部	深津 澄男	若 園(3)	花園町	寺田 雄二
梅坪台(4)	東梅坪町	杉山 健章	猿投台(11)	中越戸	大嶋 和樹
浄 水(5)	浄水町	土井 英二	井 郷(5)	下古屋	井口 太宏
朝日丘(7)	小 坂	平野 敬一	猿 投(8)	乙部ヶ丘第一	池田 利雄
逢 妻(10)	千足町	鈴木 英之	保 見(13)	篠 原	松田 一
高 橋(15)	扶桑町	築山 正樹	石 野(19)	七重	清水 克彦
美 里(14)	広川町	板倉 良昭	松 平(22)	岩倉東	小野田 勝己
益 富(14)	五ヶ丘第8	高村 伸一	藤 岡(18)	上渡合	阿垣 剛史
豊 南(9)	下野見	杉浦 正春	藤岡南(6)	深 見	天每木 正
末野原(10)	御幸本町	関口 栄治	小 原(12)	小原西	加藤 仁美
上 郷(17)	川 田	石川 孝	足 助(14)	冷 田	天野 正直
竜 神(8)	土 橋	須賀 宏	下 山(7)	花 山	加藤 繁廣
若 林(4)	若 林	前田 定利	旭(5)	敷 島	沓名 雄司
前 林(11)	駒 場	清水 宏明	稲 武(13)	夏焼町	澤田 欣也

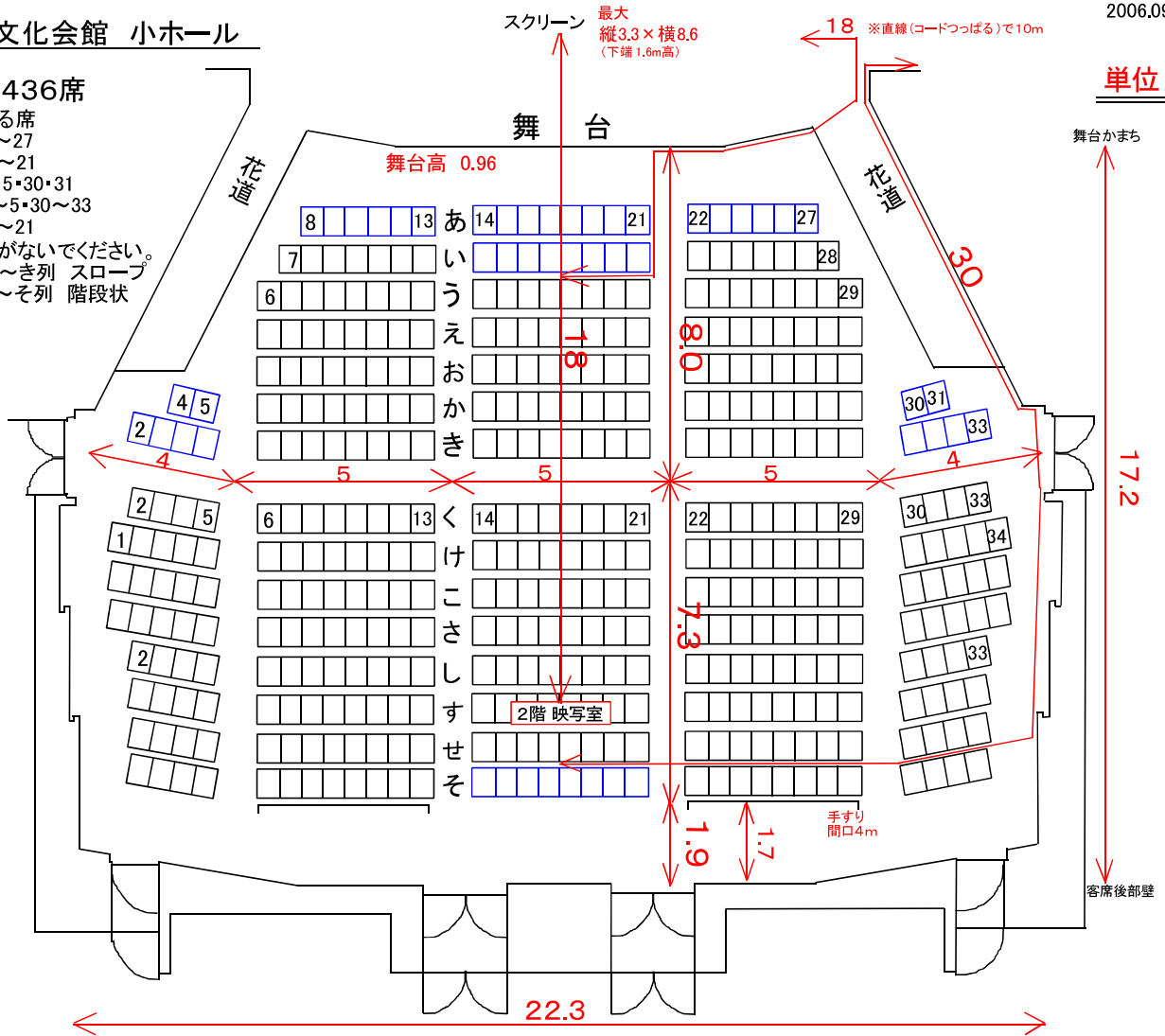
※ 4月25日以降に出欠の変更があった場合は、役員が地区ごとに取りまとめて総会当日に会場受付へ御報告をお願いします。

令和8年度 総会進行・役割分担表

時間	内 容	担 当	備 考	
10:00	受付開始	事務局		
10:30	開会・市民の誓い唱和	都築 淳	前副会長（司会者）	
	開会のことば	阿垣 剛史	前副会長兼書記	
	会長あいさつ	高村 伸一	前会長（3分）	
	永年退職区長 豊田市感謝状贈呈	太田 稔彦	市長	
	永年退職区長 区長会感謝状贈呈	高村 伸一	前会長	
	表彰規程に基づく区長会感謝状贈呈	高村 伸一	〃	
	叙勲受章披露（中條区長）	高村 伸一	〃	
	総務大臣表彰受賞披露（阿垣区長）	高村 伸一	〃	
	来賓祝辞	太田 稔彦	市長（3分）	
11:05	〃	北川 敏崇	豊田市議会議長（3分）	
	〃	内藤 一昭	豊田警察署長（3分）	
	（足助警察署長・社会福祉協議会長は自席であいさつ）			
— 休 憩 —				
11:20	総会議長選出	都築 淳	前副会長（司会者）	
	議長登壇	岩瀬 勝好	議長（上郷地区）	
（以下議案ごとに 上郷地区で拍手への協力）				
11:30	議案① 令和7年度豊田市区長会事業 報告	倉橋 学	前会計	
	議案② 〃 会計決算 報告	倉橋 学	前会計	
	〃 会計監査 報告	杉浦 恒夫	前会計監査	
	議案③ 令和7年度区長会共済会事業 報告	倉橋 学	前会計	
	議案④ 〃 会計決算 報告	倉橋 学	前会計	
	〃 会計監査 報告	杉浦 恒夫	前会計監査	
	議案⑤ 豊田市区長会会則 改正	阿垣 剛史	前副会長兼書記	
	議案⑥ 令和8年度豊田市区長会役員等（案）	辻 直樹	選考委員長	
	前4役降壇・新4役及び正副送付委員長整列			
	会長あいさつ	高村 伸一	新会長（3分）	
自己紹介（4役・総務委員会正副委員長） → 4役は着席、正副委員長は降壇				
11:53	議案⑦ 令和8年度豊田市区長会事業計画（案）	関口 栄治	新副会長兼会計	
	議案⑧ 〃 会計予算（案）	関口 栄治	新副会長兼会計	
	議案⑨ 令和8年度区長会共済会事業計画（案）	関口 栄治	新副会長兼会計	
	議案⑩ 〃 会計予算（案）	関口 栄治	新副会長兼会計	
	議長降壇			
	閉会のことば	加藤 繁廣	新副会長	
11:55	進行	加藤 繁廣	新副会長	
	「まちと川を美しくする会」の活動実績と活動計画	清水 宏明	新副会長兼書記	

客席数 436席

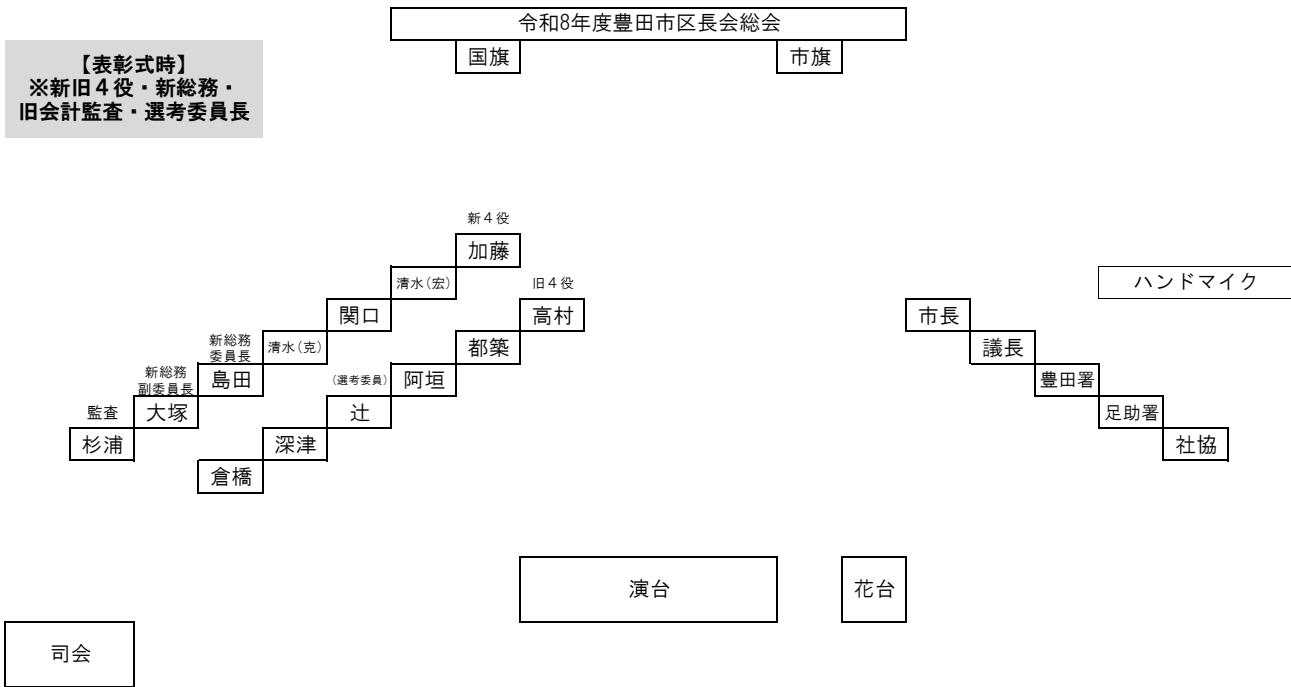
- ・取外しできる席
- あ列 8~27
- い列 14~21
- か列 4・5・30・31
- き列 2~5・30~33
- そ列 14~21
- ・通路をふさがないでください。
- ・床は、あ列~き列 スロープ
- く列~そ列 階段状



- ・客席前部の席を取り外して車椅子席として使用する場合は、通路にスロープを設置します。そのための準備時間と人手の確保をお願いします。
- ・取り外した客席を舞台上に収納するときは人手の確保をお願いします。
- ・客席後部の車椅子席は、手すりの後ろになります。
- ・補助イスを置くことができます。場所は客席後部2ヶ所の手すりの後ろです。7脚ずつです。この場合、定員は450人になります。手すり後ろを車椅子席として使う場合は、補助イスを置くことができません。

豊田市区長会総会舞台展開図 1

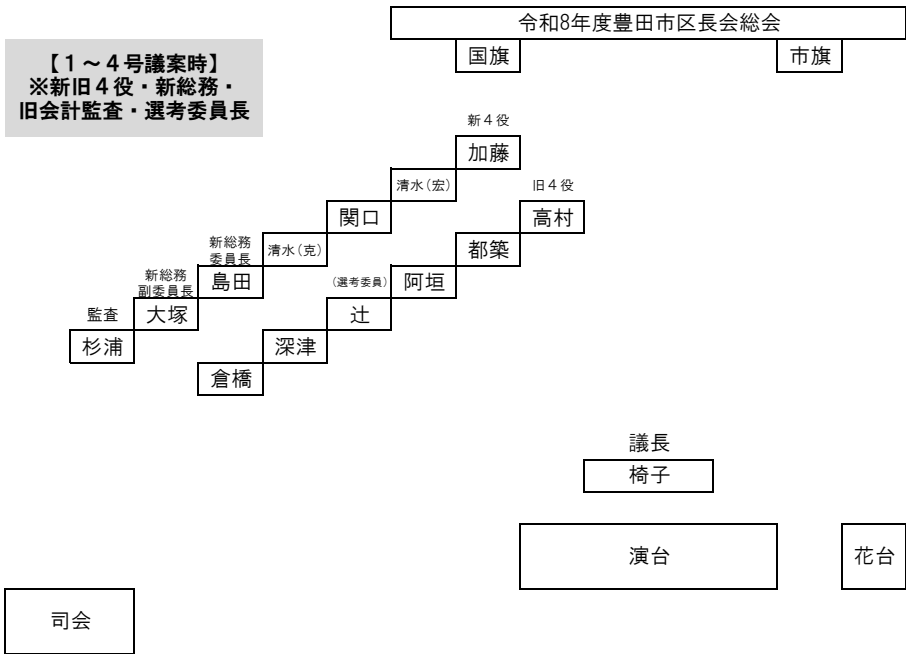
【表彰式時】  
 ※新旧4役・新総務・  
 旧会計監査・選考委員長



↓客席↓

豊田市区長会総会舞台展開図 2

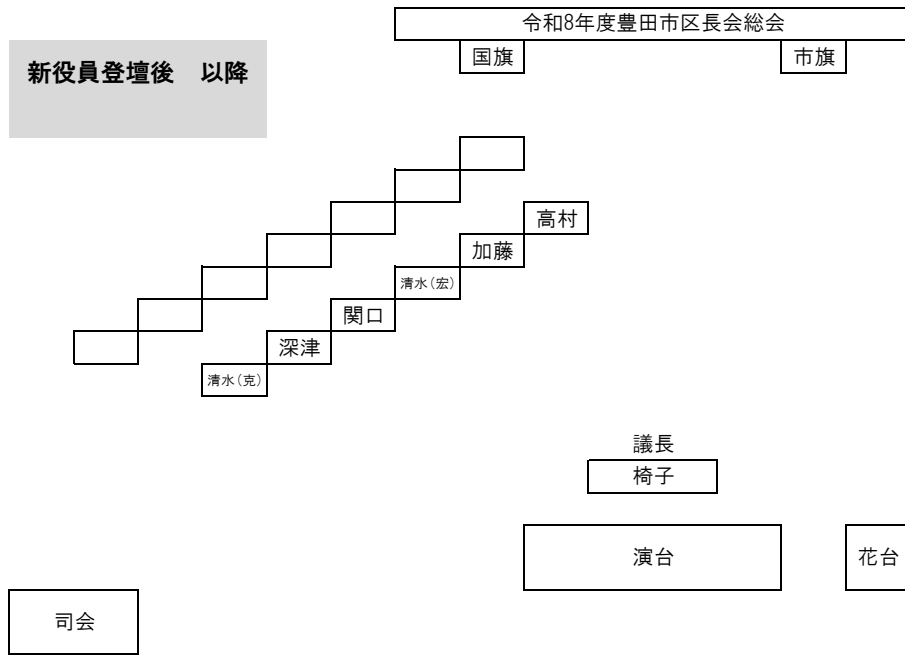
【1～4号議案時】  
 ※新旧4役・新総務・  
 旧会計監査・選考委員長



↓客席↓

豊田市区長会総会舞台展開図 3

新役員登壇後 以降



↓客席側を向いて整列↓

総務副委員長	総務委員長	会計	書記	副会長兼会計	副会長兼書記	副会長	会長
大塚	島田	清水	深津	関口	清水	加藤	高村
良範	勝	克彦	澄男	栄治	宏明	繁廣	伸一
様	様	様	様	様	様	様	様

↓客席側を向いて整列↓

## 第1号議案

### 令和7年度 豊田市区長会 事業報告

1	地区区長会連絡会（＝地区定例会）	随時
2	定例役員会（4月～2月）	12回
3	区長会4役会議（4月～2月）（原則毎月1回）	11回
4	総務委員会（4月～2月）	6回
5	デジタル小会議（5月～1月）	1回
6	総会（5月10日）	1回
7	役員会・総務委員会合同視察研修会（7月）	1回
8	区長会4役視察研修会（10月）	1回
9	表彰者選考委員会（令和8年2月）	1回
10	役員選考委員会（令和8年3月）	1回
11	会計監査（令和8年3月）	1回

## 令和7年度 区長会の主な活動報告

活動の経過

※総務委員会活動は除く

開催日	事業名	主な活動・協議内容	会場
4月9日	第1回 区長会役員会	令和7年度区長会役員選考報告 区長会について	市役所 南51会議室
4月23日	第2回 区長会役員会	令和7年度区長会総会の運営について 区長会役員への各種委員委嘱について	市役所 南51会議室
5月10日	区長会総会	区長会総会	豊田市民文化会館 小ホール
5月28日	第3回 区長会役員会	役員、総務委員の視察研修について 区長会総会結果について	市役所 南51会議室
中止（書面）	第4回 区長会役員会	—	—
中止（書面）	第5回 区長会役員会	—	—
中止（書面）	第6回 区長会役員会	—	—
9月24日	第7回 区長会役員会	ホームページのリニューアルについて 総務委員会からの中間報告	市役所 南51会議室
10月29日	第8回 区長会役員会	総務委員会からの報告内容について	市役所 南51会議室
11月26日	第9回 区長会役員会	令和8年度事業計画（案）について 区長会表彰推薦書の提出について	市役所 南51会議室
12月24日	第10回 区長会役員会	区長会役員選考委員について 区長会等への回覧依頼について 総務委員会への中間回答について	市役所 東7階大会議室2
1月28日	第11回 区長会役員会	区長会役職推薦書の提出について ホームページのリニューアルについて	市役所 南51会議室
2月25日	第12回 区長会役員会	総務委員会からの報告 区長会表彰者の承認について	市役所 南51会議室
3月11日	区長会役員 選考委員会	令和8年度区長会役員選考	市役所 南53会議室
3月25日	会計監査	令和7年度区長会及び共済会会計監査	市役所 災害対策本部室

## 令和7年度 総務委員会活動報告

	開催日	主な活動・協議内容
第1回	令和7年 4月9日	総務委員会 正副委員長の選出 総務委員会の進め方について
第2回	6月18日	自治区デジタル活用事業補助金の意見聴取 自治区の課題・負担軽減の検討（グループ討論）
第3回	7月16日	自治区デジタル活用事業補助金の意見聴取 自治区の課題・負担軽減の検討（グループ討論）
第4回	9月17日	自治区の課題・負担軽減の検討 総務委員会中間報告書案の内容確認
-	（9月24日）	役員会へ総務委員会中間報告（正副委員長出席）
第5回	12月17日	総務委員会中間報告書に対する役員会意見（会長出席）
第6回	令和8年 2月18日	区長会表彰者選考委員会 総務委員会最終報告書の確認
-	（2月25日）	役員会へ総務委員会最終報告（正副委員長出席）

デジタル小会議の開催報告・意見交換（随時）

### < デジタル小会議（全5回開催） >

総務委員会内にデジタル小会議（7名）を設置し、デジタル化を推進するための手法や機能の選定、導入方法などについて研究を行った。情報収集したツールの中から候補とした3つのアプリについて、一定期間、試行を行い、機能性・操作性・価格の面から比較検討を進め、推奨ツールを選定した。

第2号議案  
令和7年度

豊田市区長会 会計決算

収入総額	25,311,365	円
支出総額	9,956,776	円
差引残額	15,354,589	円（次年度繰越金）

☆ 収入の部

単位：円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	備考
前年度繰越金	14,215,910	14,215,910	0	
会費	8,940,000	8,940,000	0	30,000円×298自治区
豊田市補助金	700,000	700,000	0	区長名簿印刷費等に対する補助金
社協助成金	1,043,000	1,043,000	0	日赤社費及び社協会費の募集協力費
雑収入	530,000	412,455	▲117,545	視察参加負担金, 区長バッチ 売払金, 預金利息
計	25,428,910	25,311,365	▲117,545	

☆ 支出の部

単位：円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	備考
総会費	700,000	662,195	▲37,805	証書料等, 表彰者記念品等
会議研修費	3,500,000	1,542,510	▲1,957,490	役員会, 総務委員会, 費用弁償, お茶代等, 会長行動費
地区運営費	5,960,000	5,960,000	0	1自治区当たり20,000円を地区区長会へ
広報広告費	66,000	60,500	▲5,500	新聞広告掲載料
渉外費	150,000	46,754	▲103,246	おいでんまつり協賛金, 視察先への手土産
慶弔費	170,000	94,000	▲76,000	香典, 見舞金
事務費	1,700,000	1,590,817	▲109,183	区長名簿, 手引, 消耗品, 自治区加入促進チラシ等
予備費	13,182,910	0	▲13,182,910	
計	25,428,910	9,956,776	▲15,472,134	

第3号議案  
令和7年度

豊田市区長会共済会 事業報告

1	総会（5月10日）	1	回
2	運営委員会（4月～3月）	12	回
(1)	見舞金支給件数	36	件
(2)	見舞金支給総額	849,000	円
(3)	賠償金支払件数	12	件
(4)	賠償金支払総額※	1,576,184	円

※保険会社が支払った金額。次ページ支出の部「賠償保険料」を豊田市区長会共済会が保険会社に支払い。

第4号議案  
令和7年度

豊田市区長会共済会 会計決算

収入総額	36,530,177	円
支出総額	14,725,651	円
差引残額	21,804,526	円（次年度繰越金）

☆ 収入の部

単位：円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B - A)	備考
前年度繰越金	21,686,732	21,686,732	0	
会費	14,656,900	14,657,100	200	100円×146,571世帯
繰入金	180,000	143,766	▲36,234	準備金利息
雑収入	22,000	42,579	20,579	預金利息等
計	36,545,632	36,530,177	▲15,455	

☆ 支出の部

単位：円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備考
見舞金	4,500,000	849,000	▲3,651,000	見舞金支給費
賠償保険料	2,300,000	1,985,320	▲314,680	自治会活動保険保険料
会議研修費	100,000	33,040	▲66,960	運営委員会, 区長お茶代
地区運営費	4,470,000	4,470,000	0	1自治区当り15,000円を地区 区長会へ
事務費	8,000,000	7,388,291	611,709	事務職員・臨時職員給与, 社会 保険料, 回覧板作成等
予備費	17,175,632	0	▲17,175,632	
計	36,545,632	14,725,651	▲21,819,981	

## 令和7年度 区長会通帳残高

《一般会計》

\* 十六銀行 15,354,589 円

---

## 令和7年度 区長会共済会通帳残高

《一般会計》

\* 十六銀行 21,804,526 円

《共済会見舞金等支払い準備金》

* 豊田信用金庫	(決済用普通)	14,200,000	円
"	(定期)	10,000,000	円
* 三菱UFJ銀行		10,000,000	円
* 名古屋銀行		20,000,000	円
* 十六銀行		20,000,000	円
* 三十三銀行		10,000,000	円
* 大垣共立銀行		10,000,000	円
* 岡崎信用金庫		10,000,000	円

---

104,200,000 円

## 第5号議案

### 豊田市区長会会則の改正（案）

#### 【改正点】

#### 第16条 役員の任期

旧	新（案）
<p>（役員の任期）</p> <p>第16条 会長の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した後は、再選できるものとする。</p> <p>2 副会長の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した後は、再選できるものとする。</p> <p>3 書記及び会計の任期は1期1年とし、2期までとする。</p> <p>4 理事及び委員の任期は1期1年とする。</p> <p>5 役員等は、任期満了後も後任者が決定するまでその職務を遂行する。</p> <p>6 前条の規定により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>（役員の任期）</p> <p>第16条 会長、副会長、書記及び会計の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した場合、または特別の事情があるときはこの限りではない。</p> <p>2 理事及び委員の任期は1期1年とする。</p> <p>3 役員等は、任期満了後も後任者が決定するまでその職務を遂行する。</p> <p>4 前条の規定により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

第6号議案

令和8年度 豊田市区長会役員（案）

役職名	区長名	地区名	自治区名
会 長	高村伸一	益 富	五ヶ丘第8
副会長	加藤繁廣	下 山	花 山
副会長兼書記	清水宏明	前 林	駒 場
副会長兼会計	関口栄治	末野原	御幸本町
書 記	深津澄男	崇化館	二区東部
会 計	清水克彦	石 野	七 重
理 事	杉山健章	梅坪台	東梅坪町
理 事	土井英二	浄 水	浄水町
理 事	平野敬一	朝日丘	小 坂
理 事	鈴木英之	逢 妻	千足町
理 事	築山正樹	高 橋	扶桑町
理 事	板倉良昭	美 里	広川町
理 事	杉浦正春	豊 南	下野見
理 事	石川 孝	上 郷	川 田
理 事	須賀 宏	竜 神	土 橋
理 事	前田定利	若 林	若 林
理 事	寺田雄二	若 園	花園町
理 事	大嶋和樹	猿投台	中越戸
理 事	井口太宏	井 郷	下古屋
理 事	池田利雄	猿 投	乙部ヶ丘第一
理 事	松田 一	保 見	篠 原
理 事	小野田勝己	松 平	岩倉東
理 事	阿垣剛史	藤 岡	上渡合
理 事	天每木 正	藤岡南	深 見
理 事	加藤仁美	小 原	小原西
理 事	天野正直	足 助	冷 田
理 事	沓名雄司	旭	敷 島
理 事	澤田欣也	稻 武	夏焼町

令和8年度 豊田市区長会総務委員（案）

役職名	区長名	地区名	自治区名
委員長	島田 勝	藤 岡	北一色
副委員長	大塚良範	豊 南	今
委 員	戸田博基	崇化館	平 芝
委 員	岩松利尚	梅坪台	梅坪町
委 員	野畑安浩	浄 水	伊保原
委 員	池田広文	朝日丘	金 谷
委 員	岩内輝義	逢 妻	美 山
委 員	川島 毅	高 橋	寺 部
委 員	鈴木規安	美 里	野 見
委 員	桂田 章	益 富	泉 町
委 員	深津浩彦	末野原	渡刈町
委 員	坂本義博	上 郷	柘塚西町
委 員	岩月康宏	竜 神	竹 上
委 員	田中雅裕	若 林	高美町
委 員	中野正樹	前 林	堤 町
委 員	山内正文	若 園	吉原町
委 員	堀内康弘	猿投台	平戸橋二区
委 員	櫛田敏宏	井 郷	御船町
委 員	赤尾昭仁	猿 投	亀首町
委 員	高木健治	保 見	貝津町
委 員	清水 剛	石 野	石野町
委 員	古川勇一	松 平	松 平
委 員	吉ヶ別府 修	藤岡南	藤岡ニューハイツ
委 員	大内茂樹	小 原	矢 作
委 員	塚田 馨	足 助	新 盛
委 員	鈴木雅弥	下 山	大 沼
委 員	鈴木健二	旭	浅 野
委 員	山口幸伸	稻 武	川 手

令和8年度 豊田市区長会会計監査委員（案）

役職名	区長名	地区名	自治区名
会計監査委員	梅村 寿	猿 投	乙 部
会計監査委員	青木 剛	稲 武	桑原町

## 第7号議案

### 令和8年度 豊田市区長会 事業計画（案）

1	地区区長会連絡会（＝地区定例会）	随時
2	定例役員会（4月～2月）	12回
3	区長会4役会議（4月～2月）（原則毎月1回）	11回
4	総務委員会（4月～2月）	6回
5	総会（5月9日）	1回
6	役員会・総務委員会合同視察研修会（7月）	1回
7	区長会4役視察研修会（未定）	1回
8	表彰者選考委員会（2月）	1回
9	役員選考委員会（3月）	1回
10	会計監査（3月）	1回

## 第8号議案

### 令和8年度 豊田市区長会 会計予算（案）

#### ☆ 収入の部

単位：円

科目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	前年対比 (A) - (B)	備 考
前年度繰越金	15,354,589	14,215,910	1,138,679	
会 費	8,880,000	8,940,000	▲60,000	30,000円×296自治区
豊田市補助金	1,900,000	700,000	1,200,000	自治運営の手引印刷費、自治区支援アプリ導入等に対する補助金
社協助成金	1,036,000	1,043,000	▲7,000	日赤社費及び社協会費の募集協力費
雑 収 入	530,000	530,000	0	個人負担金、区長バッチ売払金、預金利息
計	27,700,589	25,428,910	2,271,679	

#### ☆ 支出の部

単位：円

科目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	前年対比 (A) - (B)	備 考
総 会 費	700,000	700,000	0	証書ホルダー、表彰者記念品代、会場費等
会 議 研 修 費	3,500,000	3,500,000	0	役員会、総務委員会、研修会費用弁償等
地 区 運 営 費	5,920,000	5,960,000	▲40,000	1自治区当たり20,000円を地区区長会へ
広 報 広 告 費	66,000	66,000	0	新聞広告掲載料
渉 外 費	150,000	150,000	0	各種団体行事への協賛金等
慶 弔 費	170,000	170,000	0	香典、見舞金等
事 務 費	2,900,000	1,700,000	1,200,000	手引印刷費、消耗品等（帽子等）、ホームページ維持管理更新費
予 備 費	14,294,589	13,182,910	1,111,679	
計	27,700,589	25,428,910	2,271,679	

## 第9号議案

### 令和8年度 豊田市区長会共済会 事業計画(案)

区長会共済会では、見舞金支給制度により自治区及び自治区内における諸団体の行事における怪我等に対応しています。

また、自治会活動保険に引き続き加入し、自治区が所有・使用・管理する施設や自治区活動中の事故が原因で、他人の生命・身体・財物を害した場合についても補償することで、自治区内における諸活動もより一層安心して実施できるよう対応してまいります。

今年度も、地域の活性化事業をより一層支援し、安心の提供を行ってまいります。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 共済会総会       | 1回（区長会総会と同時）   |
| 2 共済会運営委員会    | 12回（区長会役員会と同時） |
| 3 見舞金及び賠償金の支給 | 随時             |

# 第10号議案

## 令和8年度 豊田市区長会共済会 会計予算(案)

### ☆ 収入の部

単位：円

科目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	前年対比 (A) - (B)	備考
前年度繰越金	21,804,526	21,686,732	117,794	
会費	14,614,400	14,656,900	▲42,500	100円×146,144世帯
繰入金	360,000	180,000	180,000	準備金利息
雑収入	45,000	22,000	23,000	預金利息
計	36,823,926	36,545,632	278,294	

### ☆ 支出の部

単位：円

科目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	前年対比 (A) - (B)	備考
見舞金	4,500,000	4,500,000	0	見舞金支給費
賠償保険料	2,300,000	2,300,000	0	自治会活動保険 保険料
会議研修費	100,000	100,000	0	運営委員会費
地区運営費	4,440,000	4,470,000	▲30,000	1自治区当たり 15,000円を 地区区長会へ
事務費	8,500,000	8,000,000	500,000	事務職員給与、消耗品費、 組長袋等作成費（会費収入 見込み額の1/4以内）
予備費	16,983,926	17,175,632	▲191,706	
計	36,823,926	36,545,632	278,294	



# 地域安全情報

令和8年

5月



## 安心した毎日過ごすために!

GW等の長期休みのある月は留守にするお家やお店が多くなることから、空き巣や出店荒らし等の侵入盗被害が増加する傾向にあります。

日頃から防犯意識を高めることが、ドロボウの撃退に繋がります。

①家にいるときも、窓やドアにカギをかける。

②複数の防犯グッズを活用する。

例) 防犯カメラ、センサーライト、窓やドアの補助錠

③高価な所有物や外出予定を公表しない。

例) SNSでの投稿、飲食店での会話

④リスクを減らすため、自宅やお店に不要な現金等は保管しない。

えっ!?あの家入りづらいうえに何もない!?じゃあやめとくか

ドロボウを諦めさせることも防犯です!

外出をする際は交通事故にご注意ください!!

豊田警察署管内では、今年に入り、交通死亡事故が既に**4件**(3月末現在)も発生しています。(昨年1年間で**12件**発生)

重要  
POLICE

## 事故防止のポイント

重要  
POLICE

○進路前方の安全をよく確かめ、確実なハンドル、ブレーキ操作に努めましょう。

○自分の運転技術を過信せずにスピードを控えて安全運転で走行しましょう。



豊田警察署HP→  
地域安全情報などを掲載しています



愛知県警 採用HP→  
警察官・警察職員の採用情報はこちらから



愛知県豊田警察署

# 電話録音機 設置します！



詐欺対策のため  
**豊田警察署**  
動きます！！



**特殊詐欺**の電話が増えています

## 防犯対策のご案内

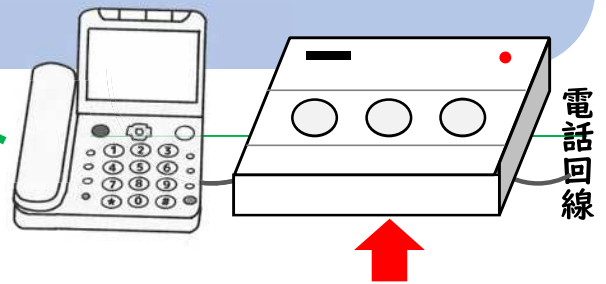
ご自宅の固定電話に

**自動電話録音機**を取り付けます

「この電話は録音されています」と流れて  
あやしい電話を防ぎます。

### 安心ポイント

- ◎豊田警察署員が設置案内します。
- ◎設置費用及び機器代は**無料**です。



### ご注意ください

- ◎限りがございますので**先着順**でのご案内となります。
- ◎設置には条件があります。

ご希望の方は「豊田警察署 生活安全課」までご連絡ください

**豊田警察署** 0565-35-0110

## 5月豊田市地区区長会日程表

番号	自治区	開催日	曜日	時間	場所	交番・駐在	係
1	崇化館	5月13日	水	13:30	交流館	駅前	2
2	梅坪台	5月12日	火	17:00	交流館	梅坪	1
3	浄水	5月9日	土	13:00	交流館	保見	1
4	朝日丘	5月13日	水	10:00	交流館	朝日丘	2
5	逢妻	5月14日	木	19:00	交流館	宮口	駐在
6	高橋	5月12日	火	19:00	交流館	高橋	1
7	美里	5月10日	日	14:30	交流館	御立	2
8	益富	5月3日	日	16:00	交流館	益富	1
9	豊南	4月30日	木	17:00	交流館	豊田	1
10	末野原	5月13日	水	17:00	交流館	末野原	2
11	上郷	5月8日	金	18:30	交流館	上郷	3
12	竜神	5月13日	水	17:30	交流館	土橋	2
13	若林	4月24日	金	17:00	交流館	若林	1
14	前林	5月8日	金	18:30	交流館	高岡	3
15	若園	5月29日	金	13:30	交流館	若林	3
16	猿投台	5月8日	金	17:00	交流館	猿投台	3
17	井郷	5月13日	水	10:00	交流館	猿投台	2
18	猿投	5月9日	土	13:00	棒の手会館	加納	駐在
19	保見	5月8日	金	18:30	交流館	大畑	駐在
20	石野	5月7日	木	19:00	交流館	広瀬	駐在
21	松平	5月8日	金	18:00	交流館	王滝	駐在
22	藤岡	5月13日	水	19:00	交流館	藤岡	2
23	藤岡南	5月14日	木	18:00	交流館	藤岡	3
24	小原	5月1日	金	18:00	支所	大坂	駐在
25	足助	5月1日	金	18:30	支所	明川	足助署
26	下山	5月12日	火	14:00	交流館	黒坂	足助署
27	旭	5月7日	木	13:00	交流館	杉本	足助署
28	稲武	5月7日	木	19:00	支所	御所貝津	足助署

変更・その他連絡がありましたら、下記までご連絡願います。

豊田警察署 地域課 地域安全担当官 坂本 連絡先 0565(35)0110 内線295  
 足助警察署 地域課 地域安全担当官 早水 連絡先 0565(62)0110 内線294

令和8年4月22日

自治区長様

(社福)豊田市社会福祉協議会  
会長 安田 明弘  
豊田市共同募金委員会  
会長 高村 伸一  
日本赤十字社豊田市地区  
地区長 太田 稔彦

## 社会福祉協議会の事業説明および会費等の募集について（依頼）

日頃は本会の事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、今年度の会費等の募集について、ご協力賜りますようお願いいたします。

### 説明事項

- 1 令和8年度 社会福祉協議会 事業計画（概要）
- 2 令和8年度 会費等の募集

問合せ 豊田市社会福祉協議会  
総務課 電話：34-1131



## **社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 令和8年度事業計画（概要）**

高齢化や人口減少が進み地域の支え合いの力が弱まる中、人と人、人と地域資源がつながり、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現が求められています。

今年度は、地域福祉推進室を2課から3課へ改編し「ともに 誰もがつながり合い、自分らしく、安心して暮らすことができるまちをつくる」ことを理念に掲げました。「支え合いの地域づくり」「相談・支援の充実」「地域福祉の担い手づくりとネットワーク強化」「法人基盤の強化」の4つの項目を柱として、豊田市民をはじめ自治区、民生委員・児童委員、地区コミュニティ会議、学校、ボランティア、福祉団体、福祉事業所、医療機関、企業及び行政等の皆様とともに、地域福祉のさらなる推進に取り組みます。

### **○本会が今年度特に注力して取り組む5つの事項**

#### **1 第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進**

「担い手づくりと活躍支援」および「つながり合いづくり」を重点的に進めていきます。実現に向けて、内容の周知を丁寧に行い、市民や地域の声を取り入れながら取組を進めていきます。

#### **2 個別支援と地域づくりの一体的展開**

生活課題を抱える住民一人ひとりに寄り添い、必要な支援につなぐ個別支援を進めていきます。その中で得た気づきを地域で共有し、住民主体の活動が展開されるよう伴走支援を行うことで、個別支援と地域づくりが循環する仕組みを構築し、安心して暮らせる地域を目指します。

#### **3 配慮が必要な人への支援体制の充実と連携強化**

身近な相談窓口を設け、多様な生活課題に対応できる体制を維持します。専門分野の相談にも対応し、関係機関と連携して適切な支援につなげていきます。

中山間地域では在宅サービスと相談支援を連携させ、安心して暮らせる環境を整えます。

#### **4 福祉の担い手づくりと活躍支援の充実**

福祉講座やとよた市民福祉大学を通じて、地域福祉の担い手を育成します。加えて、ボランティア活動の支援を強化し、継続的な参加につなげます。

地域人材と専門人材をつなぐ仕組みを整え、活躍の場を広げていきます。

#### **5 持続可能な事業運営に向けた体制確保**

職員の育成や働きやすい環境づくりによる組織力の向上と、情報発信や、施設管理を通じて、持続可能な事業運営を実現します。

また、地域福祉の拠点である指定管理施設については、適正な運営を通じ、誰もが安心して利用できる環境の確保に取り組みます。

**説明事項 2**

**令和8年度の会費等の募集**

募集区分	募集資材 配布時期	自治区での 募集時期 (希望)	集約 時期 (希望)	募 集 金 額 募 集 方 法	自治区への助成基準
<b>社会福祉協議会 会費</b>	4月下旬	5月～6月	7月	【賛助会員】 1,000円以上 【普通会员】 300円以上  戸別封筒	前年度実績額の 45%+1万円 を自治区福祉活動助 成金として助成（申 請による） *旧町村地域につい ては備考①参照
<b>共同募金 （赤い羽根・歳 末たすけあい募 金の同時募集）</b>	9月下旬	10月～ 12月	12月末	戸別封筒	
<b>日本赤十字社 活動資金</b>	9月下旬	10月～		チラシ配布	

**【備考】**

- ①旧町村地域での社協会費実績に関わる自治区助成については「社協支所」事業に活用します。
  - ②社会福祉協議会 会費募集事務協力費として豊田市区長会へ 592,000円助成（2,000円×296自治区）
  - ③日本赤十字社 活動資金募集事務協力費として豊田市区長会へ 444,000円助成（1,500円×296自治区）
- ※なお、会費・寄付金・募金・活動資金の募集につきましては、任意でのご協力をお願いしております。

# 豊田市社会福祉協議会「会費」 ご協力のお礼

## 1 昨年度実績 (令和8年3月31日現在)

世帯	298 自治区	21,590,900 円
法人	501 社	3,533,300 円
団体	12 団体	30,000 円
施設	49 施設	104,000 円
合計		25,257,600 円



豊田市社会福祉協議会  
ボランティアセンターイメージキャラクター  
「ほらんて君」

## 2 主な使い道 (一部抜粋)

- ① 自治区、地区コミュニティ会議等が行う地域福祉活動への助成
- ② 地域ふれあいサロンの支援 市内 254 か所
- ③ 小中学校等と連携した福祉実践教室 47 校実施
- ④ 介護人材の育成(初任者研修) 40 名
- ⑤ 火災などの被災者へ見舞金の支給

被災 6 世帯 11 名に、見舞金 (210,000 円) を支給

- ⑥ 「とよた市民福祉大学」の開講・運営

地域福祉活動の担い手づくりを目的に「第 9 期」を開講

修了生 71 名 (福祉入門コース 28 名、家庭介護コース 43 名)

※修了生の中には、民生委員児童委員、コミュニティ会議福祉部会委員に就任される方、ふれあいサロンの立ち上げ、子どもの居場所づくりやお助け隊活動に参加される方等、地域で様々な活動で活躍される方がいらっしゃいます。



とよた市民福祉大学受講の様子



福祉実践教室の様子



# 赤い羽根募金・歳末たすけあい募金 ご協力のお礼（豊田市共同募金委員会）

## 1 昨年度実績額（令和8年3月31日現在）

戸別募金	294 自治区	26,756,259 円
法人募金	225 社	1,316,133 円
学校募金	93 校	1,187,559 円
職域募金	260 件	688,849 円
その他一般募金	104 件	2,843,267 円
その他歳末募金	4 件	914,654 円
テーマ型募金	40 件	33,720 円
合計		33,740,441 円



©中央共同募金会

## 2 主な使い道（一部抜粋）

- ① 車いす用福祉車両・車いすの貸出 車両 691 台貸出  
車いす 1,114 台貸出
- ② 住民の地域参加活動を支援するボランティアセンターの運営
- ③ 生活困窮者世帯への応援金支給 20 件
- ④ 生活困窮者世帯への食料等の支給
- ⑤ 地域課題解決に取り組む団体等への助成金  
令和7年度は  
・みんなの多世代交流スペース『とよたまちなかアメニティ』（社会福祉法人旭会）  
・ルーツや年齢関係なしに集まれる場所「喫茶 Nossa!」（一般社団法人 JUNTOS）  
に助成しました。
- ⑥ 県内の福祉事業の推進



車いす用福祉車両の様子



日本赤十字社

# 日本赤十字社 「活動資金」 ご協力のお礼（日本赤十字社豊田市地区）

## 1 昨年度実績（令和8年3月31日現在）

一般会費	667 件	4,931,175 円
法人会費	247 社	1,589,700 円
合計		6,520,875 円



## 2 主な使い道（一部抜粋）

- ① 市内小中高等学校104校加盟の「JRC（青少年赤十字）」の活動支援（助成や活動PR）
- ② 赤十字ボランティア「豊田市赤十字奉仕団」の活動支援
- ③ 火災などの被災者へ救援物資等の支給  
被災された18世帯（50名）に  
日用品セット、毛布、タオルケットを配布  
見舞金425,000円を支給



被災者に渡される救援物資セット

## 説明事項 3 各地区の区長連絡会等での説明のお願い

次のとおり5月の地区区長連絡会で社会福祉協議会の事業等について説明をさせていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

- 所要時間 10分程度
- 内 容 ①社協の事業内容 ②社協会費等の募集のお願い
- お 願 い 次の日程にて説明を予定させていただきたいと考えておりますが、ご都合の付かない地区につきましては、別に日程調整させていただきたく思いますのでご配慮くださいますようお願い申し上げます。

### 事業等 説明日程（案）

	地区名	場所	開催日	連絡会開始時間
1	崇化館	崇化館交流館	5月13日(水)	13:30~
2	梅坪台	梅坪台交流館	5月12日(火)	17:00~
3	浄水	浄水交流館	5月9日(土)	13:00~
4	朝日丘	朝日丘交流館	5月13日(水)	10:00~
5	逢妻	逢妻交流館	5月13日(水)	19:00~
6	高橋	高橋交流館	5月12日(火)	19:00~
7	美里	美里交流館	5月10日(日)	14:30~
8	益富	益富交流館	5月3日(日)	16:00~
9	豊南	豊南交流館	4月30日(木)	17:00~
10	末野原	末野原交流館	5月13日(水)	17:00~
11	上郷	上郷交流館	5月8日(金)	18:30~
12	竜神	竜神交流館	5月13日(水)	17:30~
13	若林	若林交流館	4月24日(金)	17:00~
14	前林	前林交流館	5月8日(金)	18:30~
15	若園	若園交流館	4月24日(金)	13:30~
16	猿投台	猿投台交流館	5月8日(金)	17:00~
17	井郷	井郷交流館	5月13日(水)	10:00~
18	猿投	猿投北交流館	5月9日(土)	13:00~
19	保見	保見交流館	5月8日(金)	18:30~
20	石野	石野交流館	5月7日(木)	19:00~
21	松平	松平交流館	5月8日(金)	18:00~
22	藤岡	藤岡交流館	5月13日(水)	19:00~
23	藤岡南	藤岡南交流館	5月14日(木)	18:00~
24	小原	小原支所	5月1日(金)	18:00~
25	足助	足助支所	5月1日(金)	18:30~
26	下山	下山支所	5月12日(火)	14:00~
27	旭	旭交流館	5月7日(木)	13:00~
28	稲武	稲武支所	5月7日(木)	18:00~

問合せ先

豊田市社会福祉協議会 総務課 電話：34-1131 FAX：32-6011

令和8年4月22日

自治区長 様

福祉部 よりそい支援課長  
岡本 裕之

## 避難行動要支援者の支援について（お願い）

皆様には、日頃から福祉行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

災害対策基本法の一部改正（平成26年4月1日施行）において、避難行動要支援者名簿の作成と提供が市長に義務付けられたことにより、避難行動要支援者名簿制度を運用しています。皆様におかれましては、要支援者の見守りや地域の支援体制づくりに御尽力いただき、誠にありがとうございます。

つきましては、今年度も引き続き、自主防災会や民生委員、地域包括支援センター、消防団等の関係者の方々と連携していただきながら、要支援者の支援について御協力をお願いします。なお、制度の概要や今後の流れについては、下記を御確認ください。

### 記

#### 1 制度概要

高齢者や障がい者（避難行動要支援者）の名簿情報を平常時から地域関係者へ提供し、日頃の見守りや災害時の地域の支援体制づくりを進める。

（※ただし、平常時から名簿情報を提供するためには本人の同意が必要であり、市が本人に対して適宜同意確認を実施する。）

#### 2 避難行動要支援者の対象者

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者

- ア ひとり暮らし高齢者等登録者
- イ 介護保険における要介護3～5の認定者
- ウ 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- エ 身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
- オ 上記に準ずる者で登録を希望するもの（老夫婦世帯、老々介護世帯など）

#### 3 名簿の提供先（避難支援等関係者）

- ①自治区（自治区長、自治区役員、組長、地域支援者など）
- ②自主防災会（自主防災会長、自主防災会役員）
- ③民生委員
- ④地域包括支援センター（65歳以上の人の情報のみ提供）
- ⑤消防団
- ⑥警察（豊田警察署、足助警察署）

#### 4 今後の市の動きと地域の動き

《 市 》

時 期	内 容
4～5月	・自治区、民生委員等の関係者へ協力をお願い
6月 (地区区長会)	・関係者へ名簿の更新、提供 ・制度概要の説明及び個別支援台帳作成のお願い
通年	・新規同意者や死亡・転出等の情報を定期的に情報提供（変更通知） ・各地区への訪問説明や活動支援（事例の展開）

★市職員が地区区長会  
に出席します。

6月の地区区長会に市職員が出席し、最新の名簿を提供いたします。できる限り、オレンジ色のファイルを6月区長会に持参していただくようお願いいたします。  
なお、4・5月は多くの自治区・自主防災会が組織の引継ぎ等でご多忙かと思っておりますので、名簿内容の変更通知の送付を見合わせます。ご承知おきください。

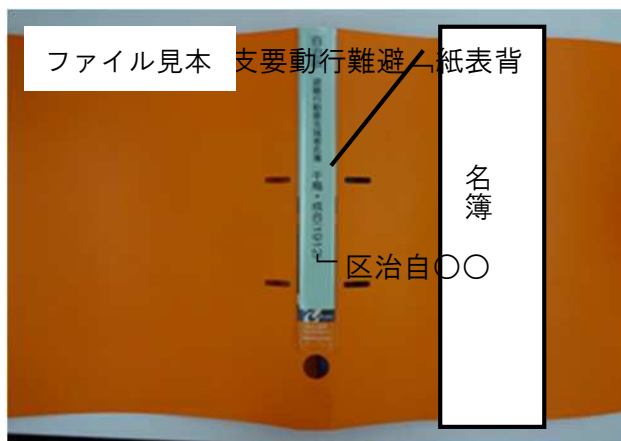
《 地域（スケジュール例） 》

時 期	内 容
4～7月	・自主防災会、民生委員等と地域の連携について話し合い
6月	・市から最新名簿の受け取り、古い名簿の返却
通年	・要支援者への声かけや見守り ・個別支援台帳の作成、市へ写しの提供 ・防災訓練を通じた支援体制の強化

※上記は参考スケジュールです。地域の実情に応じて、可能な範囲で支援の御協力をお願いします。

#### 5 その他

- ①生涯学習出前講座に避難行動要支援者に関するメニューがあります。地域で勉強会や検討会を開催する際にはぜひ御活用ください。



【問合せ】

よりそい支援課  
電話：34-6791  
FAX：33-2940

事務連絡  
令和8年4月22日

各自治区長様

豊田市長 太田 稔彦  
(公印省略)

令和8年度全国一斉情報伝達訓練の実施について(依頼)

日頃は、防災行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
見出しのことにつきまして、防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練を下記のとおり実施しますので、下記依頼内容への御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 目的・概要

Jアラート(全国瞬時警報システム)を用いた全国一斉情報伝達訓練が実施されます。  
これは、国から送られてくる緊急情報を即時に市民に伝達させることを目的としており、今回の訓練は、システムにより自動起動された防災行政無線の屋外拡声子局等から、緊急地震速報及び国民保護情報の訓練放送が流れます。

2 日時

・令和8年 6月 3日(水) 午前11時(国民保護情報)	※今回依頼する案件
・令和8年 6月17日(水) 午前10時(緊急地震速報)	※今回依頼する案件
・令和8年 8月26日(水) 午前11時(国民保護情報)	8月区長便で通知予定
・令和8年11月 5日(木) 午前10時(緊急地震速報)	10月区長便で通知予定
・令和8年11月11日(水) 午前11時(国民保護情報)	10月区長便で通知予定
・令和9年 2月 3日(水) 午前11時(国民保護情報)	1月区長便で通知予定

3 周知方法

訓練の実施につきましては、防災ラジオ及び緊急メールとよたで周知を行います。

- ・6月 3日(水)分：6月1日(月)及び6月2日(火)
- ・6月17日(水)分：6月15日(月)及び6月16日(火)

4 依頼内容

放送受信状況に関する調査票の回答(対象自治区のみ送付)

※調査票の回答は自治区放送施設を有する自治区のみ対象となります。

※豊田市区長会ホームページの区長便資料にもデータを掲載しております。

5 放送内容

裏面のとおり

6 対象地域

豊田市全域(防災行政無線屋外拡声子局256か所、防災行政無線の受信機を接続した自治区の放送施設及び防災ラジオを所持している世帯)

連絡先 地域活躍部防災対策課システム基盤整備担当(志水)  
電話(0565)34-6750(直通)  
FAX(0565)34-6048

# Jアラートの訓練放送を実施します

## 訓練実施日時

令和8年6月 3日(水) 午前11時

令和8年6月17日(水) 午前10時

Jアラート（全国瞬時警報システム）を用いた、情報伝達訓練が、全国一斉に実施されます。豊田市においては、Jアラート（全国瞬時警報システム）から受信した緊急情報を、防災行政無線を用いて即時に住民の皆様へお伝えするための訓練を行います。

当日の放送内容等は次のとおりです。

情報伝達手段	内 容
防災行政無線 ・ 防災ラジオ	<p>市内 256 か所に設置してある防災行政無線、防災行政無線の受信機を接続した自治区の放送施設及び防災ラジオから、次の放送内容が一斉放送されます。</p> <p>【6月3日（水）放送内容】 （チャイム） 「これは、Jアラートのテストです。」 （×3回） 「こちらは、ぼうさいとよたです。」 （チャイム）</p> <p>【6月17日（水）放送内容】 （チャイム） 「こちらは、ぼうさいとよたです。」 「只今から訓練放送を行います。」 （警報音） 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」 （×3回） 「こちらは、ぼうさいとよたです。」 「これで訓練放送を終わります。」 （チャイム）</p> <p>※放送内容は、電話で聞きなおすことができます。 フリーダイヤル (0120) 34-0174 (通話料無料) 通常電話 (0565) 37-3530 (通話料有料)</p>

当日の気象状況等によっては、訓練を中止する場合があります。

【問合せ先】

豊田市地域活躍部防災対策課

電話 0565-34-6750

全国一斉情報伝達訓練における  
自治区放送施設受信状況について

自治区番号 ●●● ●●自治区

全国一斉情報伝達訓練における防災行政無線受信機を接続した自治区放送施設の受信状況について、**6月10日（水）まで**に回答をお願いします。

本調査票の提出は以下の連絡先まで電話、FAX 又はEメールをお願いします。

※正常に受信できた場合は調査票の提出は不要です。

※メールで提出する場合は、豊田市区長会ホームページの区長便資料にデータを掲載していますので、ダウンロードし記載のうえ [bousai@city.toyota.aichi.jp](mailto:bousai@city.toyota.aichi.jp) までご提出ください。

**問 自治区放送施設の受信状況について**

【6月3日（水）訓練放送】

**ア 放送されなかった**

(放送施設名： )

**イ その他 ( )**

(放送施設名： )

※ 複数の放送施設に、防災行政無線の受信機を接続してある自治区につきましては、( ) 内に放送施設名を記入してください。

記入例 (放送施設名：○区民会館、○集会所、○公民館など)

**提出期限：6月10日（水）**

連絡先 地域活躍部防災対策課システム基盤整備担当（志水）

電 話 (0565) 34-6750 (直通)

F A X (0565) 34-6048

Eメール [bousai@city.toyota.aichi.jp](mailto:bousai@city.toyota.aichi.jp)

全国一斉情報伝達訓練における  
自治区放送施設受信状況について

自治区番号 ●●● ●●自治区

全国一斉情報伝達訓練における防災行政無線受信機を接続した自治区放送施設の受信状況について、**6月24日（水）まで**に回答をお願いします。

本調査票の提出は以下の連絡先まで電話、FAX 又はEメールをお願いします。

※正常に受信できた場合は調査票の提出は不要です。

※メールで提出する場合は、豊田市区長会ホームページの区長便資料にデータを掲載していますので、ダウンロードし記載のうえ [bousai@city.toyota.aichi.jp](mailto:bousai@city.toyota.aichi.jp) までご提出ください。

**問 自治区放送施設の受信状況について**

【6月17日（水）訓練放送】

**ア 放送されなかった**

(放送施設名： )

**イ その他 ( )**

(放送施設名： )

※ 複数の放送施設に、防災行政無線の受信機を接続してある自治区につきましては、( ) 内に放送施設名を記入してください。

記入例 (放送施設名：○区民会館、○集会所、○公民館など)

**提出期限：6月24日（水）**

連絡先 地域活躍部防災対策課システム基盤整備担当（志水）

電 話 (0565) 34-6750 (直通)

F A X (0565) 34-6048

Eメール [bousai@city.toyota.aichi.jp](mailto:bousai@city.toyota.aichi.jp)

令和8年4月22日

自治区長 各位

豊田市長 太田 稔彦  
(公印省略)

新たな防災気象情報について (通知)

日頃は、当市の防災行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和8年5月29日(金)から、国土交通省と気象庁は、新たな防災気象情報の運用を開始します。

自治区で作成している防災に関するマニュアル等について、見直しが必要になる場合がありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 運用開始日

令和8年5月29日(金)

2 新たな防災気象情報における主な変更内容

(1) 警報・注意報の情報名に「レベル」を付して発表

例) 大雨警報 ⇒ **レベル3**大雨警報

※レベル1～レベル5の5段階の警戒レベルに合わせて発表

(2) 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表

例) **レベル4**大雨**危険警報**

(3) 河川氾濫の危険度の伝え方の変更

「洪水警報」「洪水注意報」は廃止され、河川の区分に応じた伝え方へ変更

矢作川 ⇒ 例) レベル3 **氾濫**警報

矢作川以外の河川、低地の浸水 ⇒ 例) レベル3 **大雨**警報

(4) 土砂災害に関する情報の伝え方の変更

「土砂災害警戒情報」は廃止され、レベル1～4に応じて情報を発表

例) レベル2 土砂災害注意報、レベル3 土砂災害警報

3 回覧について

今回の変更内容を市民の皆様に周知するため、次回区長便(令和8年6月3日)で変更内容に関するチラシの回覧を依頼させていただく予定です。お手数ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

4 その他

詳細は別紙チラシを参照ください。

連絡先 地域活躍部 防災対策課 計画運用担当

電話 0565-34-6750

FAX 0565-34-6048

【防災気象情報を活用する組織向けのご案内】  
～施設・学校・企業・自治体等の防災担当者の方へ～

# 令和8年より 気象の警報などが 大きく変わります

情報名称などが大きく変わるため、  
防災計画等の点検や見直しをお願いします。

【一覽表】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

## 防災気象情報 いつ逃げる？ レベルで 判断！

避難の判断がよりしやすく



警報・注意報の情報名に「レベル」が  
付記されます

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは表面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」

警戒レベル3（高齢者等避難）に相当



「警戒レベル4相当」の情報は  
「危険警報」として発表されます

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」



河川の氾濫の危険度の伝え方が  
変わります（特別警報の新設など）

◎従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。  
今後は河川の区分に応じ伝え方が変わります。

【変更例】

(旧)「洪水警報」

→【洪水予報河川※】

(新)「レベル3氾濫警報」

→【洪水予報河川以外の河川】

(新)「レベル3大雨警報」

◎河川の氾濫に関し「レベル5氾濫特別警報」が新設されます。

※国土交通省または都道府県と共同で発表する洪水予報の対象河川



線状降水帯の発生などは  
「気象防災速報」として発表します

◎極端な現象は新たに「気象防災速報」として発表します。

【変更例】

(旧)「顕著な大雨に関する気象情報」

→ (新)「気象防災速報（線状降水帯発生）」

(旧)「記録的短時間大雨情報」

→ (新)「気象防災速報（記録的短時間大雨）」



# 避難のタイミングは レベルで判断

災害が起きる前に何をすべきか、  
レベルごとにチェック！



時間推移のイメージ

数日～  
1日前

## レベル1 早期注意情報

- ・災害への心構えを一段高める
- ・職員の連絡体制を確認する

半日～  
数時間前

## レベル2 注意報

- ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
- ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する

数時間～  
3時間前

## レベル3 警報

- ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
- ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～  
0時間前

## レベル4 危険警報

- ・**危険な場所から全員避難する**  
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害  
発生

## レベル5 特別警報

- ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
- ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

## 災害の情報、 どう受け取る？



警報・注意報や気象防災速報は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、自治体の防災無線などを通じて伝えられます。あらかじめ情報入手手段の確認をお願いします。



## このあとどうなる？ をチェックしよう

警報等の情報が発表された際には、危険度を地図上に示したキキクルや、今後の危険度の推移を示した時系列情報（明日までの警報等の見通し）などを、気象庁ホームページで確認してください。



キキクル 88兆

▼キキクル画面イメージ 10分ごとに更新される



▼時系列情報（明日までの警報等の見通し）

気象庁の発表情報（各自治体の警報等の見通し）	2025年02月17日（19時）の発表												18日	備考・関連する情報	
	17日	17日	17日	17日	17日	17日	17日	17日	17日	17日	17日	17日			
北東部地方	19-21	21-26	20-21	20-20	20-20	20-15	15-18	10-21	21-24						
1. 時速最大風速 (km/h)	100	120	90	90	90	90	90	10	10	10					
2. 時速最大風速 (km/h)				100											
大雨															
2. 特別警報															
発表	19-21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21



# とよたし 防災情報収集 ツール

情報収集できていますか？

いつ起こるか分からない  
災害に**今から**備えましょう！

詳しくは裏面をご覧ください！

豊田市 防災対策課 電話：0565-34-6750

## 緊急メールとよた

- ①下のコードを読み取って登録サイトへ。  
【スマートフォン】 【フィーチャーフォン】  
(ガラケー)



- ②登録サイトにある  
t-toyota-city@sg-p.jp へ空メール  
(件名や本文を入力しないメール)  
を送信します。
- ③「登録方法のご案内」が届きます。
- ④メール本文にあるアドレスにアクセスし、  
配信を希望する情報を選択します。

注意報・警報の発令などの気象情報や  
避難所の開設情報などの  
市からのお知らせも届きます！

登録完了

迷惑メール対策をされている方は、  
あらかじめ「@city.toyota.aichi.jp」ドメイン・  
「kinkyu@city.toyota.aichi.jp」アドレスからの  
メールを受信できるようにしておいてください。  
また、URL 付きメール拒否設定を解除してください。  
詳しくは、各携帯会社にお問い合わせください。

## 防災ラジオ

緊急情報を受信すると自動で電源が入る  
ラジオです！AM・FMも聴けます。  
南庁舎4階の防災対策課や各支所の窓口  
などで申し込みができます。

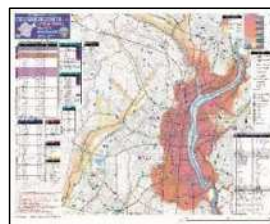


防災ラジオ  
特設ページはこちら



## 豊田市ホームページ

市のホームページでは、ハザードマップ  
や防災虎の巻など、さまざまな防災に関  
連した情報を掲載しています。また、防災  
に関する情報も配信している豊田市公式  
SNSの情報も掲載しています。



## ひまわりアプリ

豊田市が配信する防災情報を  
ひまわりアプリで確認できます。  
さらに！スマホで河川の状況も  
見ることができます！



## Yahoo!防災速報アプリ

豊田市が配信する防災情報を  
Yahoo!防災速報アプリで確認できます。  
さまざまな防災情報を迅速にプッシュ  
通知で受け取ることができます！  
また、防災タイムライン機能を活用する  
ことで、災害時の行動計画を事前に作成  
することができます！



iOS/Android 共有

令和8年4月22日

自治区長 様

高齢福祉課長 小林 洋明

## 豊田市地域包括支援センター事業への協力をお願い

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口です。

当市では、28中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、介護に関する相談や心配ごと、悩みごと以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、相談を受け付けています。

高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えるため、地域包括支援センターから下記のとおり依頼させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

### 記

#### 1 地域ケア個別会議、徘徊高齢者搜索模擬訓練への参加

高齢者個人の福祉に係る問題を、地域住民と関係機関が一緒になって考え、住み慣れた地域で少しでも長く生活ができるよう方策を考える「地域ケア個別会議」を開催します。また、認知症高齢者等の見守り支援のための、徘徊高齢者搜索模擬訓練を開催します。この会議や訓練は、医療機関・自治区・民生委員・介護サービス事業者・地域住民などに参加を依頼させていただきます。

#### 2 地域包括支援センター季刊誌、認知症サポーター養成講座等の開催案内の回覧

地域包括支援センター事業を紹介する季刊誌や、認知症予防などの教室、家族介護交流会等の案内について、回覧を依頼させていただきます。

#### 3 その他

地域の高齢者に関することで、地域包括支援センターから相談させていただくことがあります。

【問合せ】 高齢福祉課 認知症・包括担当

電話 34-6984 FAX 34-6793

Eメール korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

令和8年4月22日

自治区長 様

高齢福祉課長 小林 洋明

## 出前講座「認知症サポーター養成講座」の情報提供

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

当課では、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）を養成するため、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

今後、高齢者が急増する社会において認知症の人も増加することが予測されており、認知症は誰もがなる可能性があります。本市では、認知症を身近なこととして捉えていただく機会として講座を開催しています。これまで、令和6年度末時点で43,074人の認知症サポーターを養成することができました。つきましては、貴自治区での受講を下記のとおり勧めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 講座の内容

別添チラシ「あなたも認知症サポーターになりませんか？」参照

#### 2 受講する利点

- (1) 認知症の人の気持ちを知ることができ、認知症の人への接し方や関わり方が分かるようになります。それにより認知症の人やその家族も、地域で安心して暮らし続けることができます。
- (2) 認知症の人や家族は、適切な時期に相談・受診することができ、治療や将来の生活のことについて家族などと話し合うことができます。

#### 3 受講申し込みについて

高齢福祉課又は別添チラシ裏面にある地域包括支援センターに御連絡ください。

【問合せ】 高齢福祉課 認知症・包括担当  
電話 34-6984 FAX 34-6793

# あなたも 認知症サポーター になりませんか？

出前講座  
受付中！

無料



認知症は誰でもなる可能性があります。豊田市は、  
認知症になっても本人が認知症とともに  
希望を持って生活できるまちづくりを  
目指しています。

地域で  
支える

認知症サポーターとは

認知症について正しく理解した  
認知症の人やその家族の「**応援者**」です！

## 認知症サポーターになるには

認知症サポーター養成講座を受講すればどなたでもなれます。

### 講座内容

- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症の予防についての考え方
- ・ 認知症の人への対応の心得
- ・ 早期診断、早期治療が大事なわけ
- ・ 相談先の情報

### 講座時間

90分

90分の時間の  
確保が難しい場合は  
ご相談ください

### 受講対象者

豊田市に在住・在勤・  
在学の人

### 認知症サポーターが増えると、

- ・ 認知症を正しく理解して対応できる人が増えます！
- ・ 認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりができます！

### 受講を希望される方 へのお願い

- ・ 受講者の募集、周知  
(最小人数10人程度)
- ・ 会場の確保

### 既受講されている方

認知症に関する知識の  
振り返りや知識を深める  
ステップアップ講座  
も開催しています

### 問合せ

地域包括支援センター  
又は  
豊田市役所高齢福祉課

連絡先は裏面参照

上記とは別に、個人の方向けの講座を地域包括支援センター又は市で開催していますのでお問合せください。

## 開催場所の担当地区にある地域包括支援センターにご連絡ください

担当地区	名称	所在地	電話
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町 7-48-6	36-3006
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ケ平 2 2	68-2338
朝日丘	社協包括支援センター	錦町 1-1-1	32-4342
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田 2 0	62-0683
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山 7-4 6	45-5357
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田 2 6-1	78-6711
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村 5	82-2530
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町 3-3 0-1	34-3209
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木 5 7 4	65-1600
上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷 1 4 8	21-6725
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山 9-1	45-3717
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹 1 1 6	46-9677
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切 7-2	90-4335
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町 1-5 8-1	43-5022
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町 5-1 9 4	24-5000
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町 5-2 0	33-0801
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山 7 6	51-1255
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入 4 0-1	80-1244
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口 1 2 0 7-2	76-5294
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町才ケ洞 1 0-5	75-1258
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町 1-1	24-0623
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山 1 0 9-1	48-3004
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤 1 8-1	51-5206
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿 1 3 1	41-7788
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入 2 3	58-5152
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町 5-8 0-1	87-3700
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜 4 8	47-8158
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松 7 9	53-6361

豊田市福祉部高齢福祉課

電話番号 34-6984

FAX 34-6793

メールアドレス korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp



令和 8 年 4 月 2 2 日

自治区長 各位

高齢福祉課長 小林 洋明

## 行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日に市、豊田市区長会等との間で締結した「徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書」に基づき、下記の取組への御協力をお願いします。

### 記

#### 1 認知症による行方不明高齢者等の情報提供について

以下の情報を提供しますので、認知症による行方不明者等の早期発見に、可能な範囲で御協力ください。

##### (1) 第一報情報：「かえるメールとよた」で迅速に全ての自治区へ提供

- ① **範囲**：全ての自治区
- ② **方法**：「かえるメールとよた」（各自治区長等に御登録いただく）で迅速に提供
- ③ **内容**：行方不明者の呼び名、年齢、行方不明発生状況の概要（日時・町名）、特徴、服装、顔写真

##### (2) 追加情報：行方不明者と関係が深い自治区にのみ、「かえるメールとよた」で配信した方の詳細な情報を提供し、検索活動に活かしていただく

- ① **範囲**：行方不明者の「住所がある自治区」と「行方不明が発生した場所の自治区」の両区長
- ② **方法**：電話連絡（「自治区長名簿」に記載の電話番号）
- ③ **内容**：行方不明者・家族の氏名と住所、行方不明発生状況の詳細、家族の電話番号

※ 上記に加え、警察から要請がある場合、下表のとおり防災ラジオ、防災行政無線で行方不明者情報を提供しますので、御承知おきください。

	情報提供する要件	情報提供する地区
防災ラジオ	旧町村地区で発生した事案	小原・藤岡・藤岡南・足助・旭・稲武・下山地区
防災行政無線	検索範囲が限定されており、警察が検索している又はする場合	警察が検索している又はする地区

#### 2 「かえるメールとよた」への御登録のお願い

上記 1 (1) 実施のため、自治区長及び自治区役員の皆様におかれましては、「かえるメールとよた」への御登録に御協力ください。

##### 【登録方法】

案内ちらしに記載の手順に従って登録を行うことが可能です。

登録が困難な場合は、別紙様式「かえるメールとよた利用登録同意書」に必要事項を記入の上、高齢福祉課までメール、FAX 等でお送りください。

※ 「かえるメールとよた利用登録同意書」は自治区長及び自治区役員様の専用の様式となりますので、自治区民の皆様への回覧は御遠慮ください。

<裏面に続きます>

### 3 行方不明対策事業の周知について

行方不明対策 5 事業の案内ちらし(別紙「ご家族が行方不明になることが心配な方へ」)を回覧していただける自治区がありましたら、7月に郵送させていただきますので、お手数ですが、6月末までに高齢福祉課まで御連絡ください。御協力よろしくお願ひします。

当市では、行方不明対策事業として、①徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度 ②認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ③見守り安心マーク ④GPS機器補助制度 ⑤かえるメールとよた を実施しております。

上記事業は、高齢福祉課及び地域包括支援センターで申込みができるため、必要な区民の方がいらっしゃいましたら、自治区長様からも御案内いただくと幸いです。

#### 参考) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書(関連事項を抜粋)

(目的)

第1条 この協定は、認知症若しくは認知症の疑いのある高齢者又は障がい者で、**行方不明となっている者(以下、「徘徊高齢者等」という。)**の**早期発見、行方不明事案の防止及びその家族等の支援に関する取組について定める。**なお、・・・

別紙) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書 各自の実施事項

実施者	実施内容
甲 (豊田市)	(1) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の早期発見のための情報提供をその家族等から受けたとき、徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を「かえるメールとよた」等で乙、戊及び己に提供し、徘徊高齢者等に係る現認情報を甲又は所轄の警察に提供するよう求める。 (2) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の家族等から提供された行方不明事案の防止のための情報を活用し、行方不明事案の防止に向けた対策を講ずる。
乙 (豊田市区長会)	(1) 「かえるメールとよた」について、自治区内での回覧等を活用して登録者数の増加に努める。 (2) 甲が提供する徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を活用した早期発見、行方不明事案の防止のほか甲が実施する認知症に関する取組等に可能な範囲で協力する。
丙 (愛知県豊田警察署)及び丁 (愛知県足助警察署)	(1) 徘徊高齢者等が行方不明になった旨の届出をその家族等から受けたときは、徘徊高齢者等の早期発見及び行方不明事案の防止のため、甲への情報提供を勧奨し、家族等が希望するときは、甲が別に定める様式に記載させ、甲に徘徊高齢者等の情報を提供させる。 (2) 行方不明者届を受理していない徘徊高齢者等を保護したとき、行方不明事案の防止のため、家族等に告知した上で、必要に応じて甲に徘徊高齢者等の情報を提供する。
戊 (ひまわりネットワーク株式会社)及び己 (エフエムとよた株式会社)	(1) 甲の依頼があったとき、自らが管理する放送設備を使用して、視聴者及び聴取者に甲が配信する「かえるメールとよた」の内容を周知し、徘徊高齢者等を現認したときにその情報を甲又は所轄の警察署に提供するよう促すための放送を可能な範囲で行う。 (2) 甲、乙、丙及び丁が実施する認知症に関する取組等の広報について、可能な範囲で協力する。

<問合せ先>  
豊田市 福祉部 高齢福祉課  
包括・認知症担当  
電話 34-6984

# ご家族が行方不明になることが心配な方へ

認知症等で行方不明になる可能性がある方とそのご家族向けに、さまざまなサービスがあります。まずはお気軽にご相談ください。

## ① 徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

関係者との  
事前共有で安心!

行方不明になる可能性のある人の情報(氏名、住所、特徴、写真など)を事前に登録、民生委員・地域包括支援センター・警察・消防等に情報を共有し、見守りにつなげます。

## ② 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

事故のときも  
保険で安心!

認知症高齢者等が、事故で第三者に損害を負わせて損害賠償責任を負った場合等に、これを補償する保険に加入します。

※①徘徊高齢者・障がい者等事前登録の利用者が対象です。

※暴行に起因する賠償責任等、保険金が支払われない場合があります。

※保険金の限度は1事故につき1億円です。

## ③ 見守り安心マーク(かえるマーク)

連絡先が  
わかって安心!


行方不明になる可能性のある人の連絡先を書いて本人の衣服にアイロンで貼れる反射素材の名札シールを配付します。



### ①②③ 共通

- ▶ **対象者** 65歳以上の人・65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能のある人
- ▶ **申請方法** ・申請書(高齢福祉課窓口または地域包括支援センターで配付)を提出  
・豊田市ホームページから電子申請

## ④ 徘徊者搜索機器(GPS)利用促進補助金

家族の居場所が  
わかって安心! 

徘徊者搜索機器(GPS)機器の導入費用を補助します

- ▶ **補助対象経費(上限22,000円(税込み))**  
GPS機器の導入費用(本体、充電器、専用ケース等)、契約手数料  
※上記以外(月額使用料等)は利用者負担です。補助は対象者1人につき1回までです。
- ▶ **手続きの流れ**
  - ① 高齢福祉課又は地域包括支援センターで機器購入相談の上、業者と契約し、機器の利用を開始
  - ② 市指定の補助金申請書類を作成して市に提出し、補助金交付を受ける
- ▶ **対象者** 65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能のある人
- ▶ **申請者(家族等)** 市内在住で、対象者の早期発見のためにGPS機器を適切に使用・管理できる人

問合せ先 … 豊田市 福祉部 高齢福祉課

〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565-34-6984 FAX 0565-34-6793

メールアドレス:korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

裏面につづく

5

# かえるメールとよた

(徘徊高齢者等情報配信システム)

行方不明に  
なってしまったら…

行方不明になった高齢者等の情報(顔写真・服装・特徴等)を、  
ご登録いただいている人へメールで一斉配信し、早期発見につなげるサービスです。

## 行方不明時の利用方法

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が  
お済みでない方

※ひまわりネットワーク視聴者(TV画面テロップ表示)、  
ラジオ・ラヴィート聴衆者(放送)、自治区、民生委員、  
地域包括支援センター、市消防本部へも情報提供を行います!

①ご家族等が  
警察へ行方不明届を提出

②ご家族等が警察への届出時に  
市への情報提供書を記入

③警察が②情報提供書を基に  
市へ情報提供

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が  
お済みの方

①ご家族等が警察へ通報  
(110番通報)

②以下、  
高齢福祉課連絡先へ電話

### かえるメール配信※

- ◆利用時間: 8時30分~20時30分
- ◆行方不明届 豊田警察署 ☎ 0565-35-0110・足助警察署 ☎ 0565-62-0110
- ◆配信・解除依頼 豊田市福祉部 高齢福祉課 ☎ 0565-34-6984(直通)  
※夜間・休日 ☎ 0565-31-1212(代表)

## メール配信の登録にご協力ください!

①二次元コードを読み取って空メールを送信

②仮登録メールの送信

③利用規約に同意して申込み

④配信情報の選択「行方不明者情報」



行方不明者の発見にご協力ください。

日時: ○月○日午前○時  
○分頃  
場所: 豊田市○○町  
氏名(がが表示)、性別、  
年齢、身長、頭髪、着衣  
や履物の特徴 ほか

▼画像を表示するには  
こちらから  
[URLリンク](#)



登録完了!

※通信料についてはメール受信者の負担になりますのでご注意ください。



# 緊急メールとよた利用規約

## 第1条(利用規約)

1.この規約(以下「本規約」といいます)は豊田市(以下「提供者」といいます)が提供する情報配信サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関する条件を定めたもので、本サービスの利用希望者(以下「利用者」といいます)が本サービスを利用する際の一切の行為に適用されます。

2.本サービスの利用に際しては、本規約に同意のうえご利用ください。

3.本サービスは、合理的な範囲において本規約を利用者の了承を得ることなしに変更することができます。その変更は豊田市が本サービス上で表示した時点より効力をもちます。

第2条(運営方針) 1.本サービスは利用者が安心して利用するために以下の方針で運営します。

- (1)利用者の個人情報の保護には万全の注意を払います。
  - (2)虚偽または不快な情報の送信、第三者の名誉・プライバシーの侵害その他の権利・利益を害する一切の行為に対し、厳正な態度で臨みます。
- 2.本サービスは収集した個人情報に関して以下の目的でのみ利用します。
- (1)本サービスのお申し込みの確認やメールの配信するため
  - (2)提供している情報、サービスに関連した情報をお届けするため
  - (3)本サービス休止等のご案内をお届けするため

## 第3条(利用者登録)

1.本サービスの利用希望者はメールアドレスなど本サービスの利用にあたって必要となる情報の登録を行うものとします。本サービスの利用者登録は、本サービスにおいて所定の手続を完了したときに成立し、登録成立後は本サービスがご利用いただけます。

ただし、次のいずれかに該当すると提供者が合理的に判断出来る場合には、提供者は登録成立後であっても利用者登録を取り消すことができます。

- (1)登録した情報に対して情報配信を行う事が合理的に困難と判断した場合
- (2)登録者本人では無い情報を登録した場合
- (3)過去に本規約の違反等により利用者資格を取り消されたことがある場合
- (4)その他本サービスの運営に支障を与え、第三者または豊田市の権利・利益を害するおそれがあるなど、登録が適当でないと思われる場合

## 第4条(セキュリティ対策)

1.利用者の情報の安全と秘密保持を最も重要なものと考え、利用者の情報を不正アクセスや不正利用から保護するための技術的、管理上及び物理的セキュリティ対策を実施しています。

2.万一登録情報が漏洩した場合は、セキュリティポリシーに基づきネットワークを切断する等の措置を講じます。

第5条(個人情報保護の管理) 1.利用者の登録情報の保護に細心の注意を払い、適切かつ安全な管理体制でこれを保護します。

第6条(登録情報の確認・変更・脱退) 1.本サービスでは、お預かりした個人情報の全て、または一部が合理的、技術的に適切な方法で保護された環境下で確認、変更することができます。

2.本サービスでは、登録を任意に脱退することができます。

第7条(禁止事項) 1.登録希望者及び本サービス利用者は、以下に掲げることを行ってはならないものとします。

- (1)他人のメールアドレスを、その所有者の承諾なしに登録すること
- (2)不正に入手又は生成した大量のメールアドレスを登録すること
- (3)サーバに対して不正アクセスを試みること、意図的に不正な指令を与えること及び高負荷をかけること
- (4)その他本サービスに障害を発生させようとする事

## 第8条(第三者への提供)

1.本サービス利用者のご承諾がない限り収集した個人情報をご第三者に提供いたしません。

2.ただし、以下の場合においてはこの限りではありません。

- (1)本サービス利用者の同意がある場合
- (2)法令に基づき開示、提供を要請された場合
- (3)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

## 第9条(費用)

1.登録及び利用に必要な電子機器(スマートフォンなど)は、利用者自らの費用と責任において用意してください。

2.本サービスの登録および利用料は無料ですが、情報取得にかかる通信料(利用者登録、ホームページの閲覧、メール送受信時に発生する料金)は利用者の負担となります。

第10条(本規約の改定) 1.本規約は、法令等の要請や個人情報保護の一層の改善のため、適宜、見直し、改定を進めてまいります。

- 2.本規約の改定を行う場合は、合理的な方法で利用者へ通知する、もしくは、利用者へ通知なく行う場合があります。
- 3.本規約が変更された場合、変更後の内容が直ちに適用されます。

## 第11条(免責事項)

1.提供された情報により、利用者または第三者が被った損害、回線やサーバ混雑等により配信遅延又は未着などにより生じたすべての結果、利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合について、一切責任を負いません。

- 2.本サービスに異常が生じた場合は、予告なくサービスを停止することがあります。
- 3.これにより生じた利用者及び第三者の損害に対して、一切責任を負いません。

## 第12条(準拠法)

1.本規約の準拠法は日本法とします。

2.利用者との間で生じた紛争については、本サービス提供団体の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣について（ご案内）

日頃は名古屋グランパスの活動に対しご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

毎年夏にチアグランパスが地域のお祭りを盛り上げる「グランパス音頭めちゃんこ広め隊」のご案内をさせていただきます。

### 1 対象

豊田市区長会が関わる地域の夏祭り

### 2 派遣可能期間

2026年7月1日から2026年8月31日まで

### 3 派遣内容

名古屋グランパス公式チアチーム「チアグランパス」がお祭りにてグランパス音頭のレクチャーをしながら一緒に踊ります。  
またチアパフォーマンスも披露いたします。

### 4 チアグランパス派遣費用

無償で派遣させていただきます。 ※チアグランパスの派遣人数は2～3名（予定）となります。

### 5 お申し込みの流れと期間（重要）

今年度は多くのお申し込みが予想されるため、「抽選」にて決定させていただきます。お祭りの開催月によって受付期間が異なります。以下のカレンダーをご確認ください。

#### ■ ステップ1：まずは期間内に「抽選」へお申し込みください

別紙の「申込書」に記入し、以下の期間中にメールまたはFAXでお送りください。 ※この時点では予約は確定しておりません。

お祭りの開催月	抽選受付期間	当選発表日
【7月】開催	5月12日(火)～5月29日(金)	6月10日(水)までにご連絡
【8月】開催	6月11日(木)～6月30日(火)	7月10日(金)までにご連絡

#### ■ ステップ2：空きがある場合の「先着順」受付について

抽選の結果、スケジュールに「空きがある日」に限り、以下の日程から先着順で予約を受け付けます。

（抽選に間に合わなかった場合等は、お電話にて空き状況をご確認ください）

- 7月開催のお祭り：6月10日以降、空きがあれば予約可能です。
- 8月開催のお祭り：7月10日以降、空きがあれば予約可能です。

### 6 申し込みの流れ

- ① 電話（052-261-2662）にて空き状況の確認
- ② 別紙の申込書に必要事項を記入し、メールまたはFAXにて事務局へ
- ③ 事務局担当者から連絡させていただき、打ち合わせを行う。

### 7 備考

- ・名古屋グランパスホームゲーム開催日や他のイベントスケジュールと重なっている場合等により派遣できない可能性がございます。
- ・着替えが可能な控室のご準備をお願いいたします。
- ・派遣内容の詳細に関しては別途ご相談させていただきます。

<問い合わせ／申し込み>

(株)名古屋グランパスエイト チアグランパス事務局

委託先：(有)ザットインターナショナル 松下

電話：052-261-2662 [E-mail : grampus@zat.co.jp](mailto:grampus@zat.co.jp)

【送付先】(株)名古屋グランパスチアグランパス事務局

E-mail アドレス: grampus@zat.co.jp

令和年 月 日

## 名古屋グランパス盆踊りプロジェクト「チアグランパス」の派遣申込書

下記のとおり、チアグランパス派遣の申込をいたします。

組織名	
ご担当者名	
住 所	
電話番号/FAX	/
担当者メールアドレス	

イベント名	
イベント日時 ～イベント全体の日時を記入～	月 日 ( ) 時 ～ 時
グランパス音頭パフォーマンス時間 ～イベント内でのグランパスの時間を記入～	時 ～ 時
チアグランパス控室 ※外から見えない場所をご用意ください	<input type="checkbox"/> 必須(専用控室をご用意ください。控室合同の場合は事前にご相談ください。)
やぐら、ステージの大きさ	<input type="checkbox"/> やぐら(大きさ: ) or <input type="checkbox"/> ステージ(大きさ: )
音響機器の有無	CD 音源での再生( 可 ・ 不可 ) マイク本数( 本)
グランパスの幟・フラッグ掲出	可 ・ 不可 要相談( )
想定参加人数	100 人以下 ・ 101 人～500 人 ・ 501 人～1000 人 ・ 1000 人以上
告知について	<input type="checkbox"/> グランパス公式 HP・チアグランパス公式 Instagram にて告知いたします。
ノベルティ配布について	可 ・ 不可 要相談( ) 盆踊り後、チアグランパスがノベルティを配布します。
スタッフ駐車場	<input type="checkbox"/> スタッフ用に2台ご用意をお願いします。
スタッフ集合時間	<input type="checkbox"/> イベント開始の1時間前までにスタッフが会場へ到着します。

<チアグランパス派遣申込についての問い合わせ>

(株)名古屋グランパスエイト チアグランパス事務局

((有)ザットインターナショナル 松下)

E-mail アドレス [grampus@zat.co.jp](mailto:grampus@zat.co.jp)

# グランパス音頭広め隊 概要



**グランパス音頭めちゃんこ広め隊**  
 ~踊って送ろう地域ののパワー！街とスタジアムを繋ぐ夏~

2024年に発足し3年目を迎える「グランパス音頭めちゃんこ広め隊」。今年はシーズン移行に伴う「8月開幕」に向け、7月～8月の夏祭り・盆踊り大会を全力で盛り上げます。チアグランパスと共に踊り、地域から選手へ熱いパワーを送ります。



- 【実施ポイント】
- チアグランパスがグランパス音頭のレクチャーを行い、観客を巻き込み、参加者全員で一緒に踊る一体感を作ります。
  - 参加者の満足度が上がる、グランパス音頭オリジナルうちわの配布します。

- 【2025年の実績】
- 名古屋市・豊田市・みよし市を中心に、愛知県内34会場で実施。
  - 毎年約10,000人を巻き込む、地元連携プロジェクトとして定着しています。

めちゃんこ広め隊 隊長:グランパスくん



**チア派遣PKG**

- ・費用：30,000円
- ・人数：3名
- ・時間：15分
- (音頭含め1～2曲)

Step 1：各地の祭りでチアグランパスと一緒に「グランパス音頭」を踊ります。



Step 2：グランパス音頭うちわ1万枚配布。更に会場でめちゃんこ踊ってくれた人へゴールド隊員証を配布します。



Step 3：フィナーレはスタジアムで隊長のグランパスくんやチアグランパスと一緒にグランパス音頭を踊ります。



令和8年4月22日

自治区長 様

地域包括ケア企画課長 杉江 大介

### 第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（情報提供）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

このたび、本市では「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するための基本的な方向性を示すものであり、地域住民の皆様幅広く知っていただくことが重要です。つきましては、計画の概要版を配布いたしますので、貴自治区におかれましては、住民の皆様への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 配布物

第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

※追加が必要な場合は御相談ください。

#### 2 配布方法

回覧、または地域の実情に応じた方法により周知をお願いいたします。

#### 3 本編の閲覧について

計画の本編は市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御確認ください。

（<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1053823.html>）

また、紙媒体での本編の配布を希望される場合は、下記担当まで御連絡ください。

#### 【問い合わせ先】

豊田市 福祉部 地域包括ケア企画課

企画調整担当（東庁舎1階） 杉野森、小林秀

電話 0565-34-6787（直通）

FAX 0565-34-6793

メールアドレス [hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp](mailto:hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp)

概要版

# 第3次 豊田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

2026年度～2031年度



とくに 誰かがつながり合い、自分らしく、  
安心して暮らすことができるまちをつくる

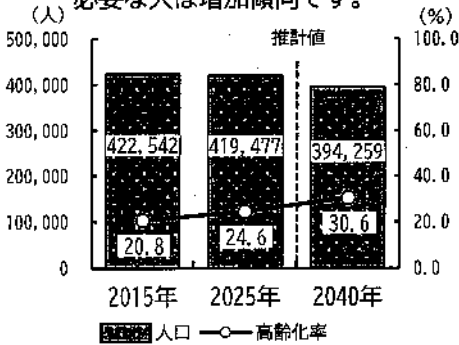
2026年3月

豊田市  
豊田市社会福祉協議会

# 1 豊田市の現状と課題

## 高齢化・人口減少

少子高齢化が進み、今後更なる人口減少が見込まれる一方、支援が必要な人は増加傾向です。



## 要支援・要介護認定者数

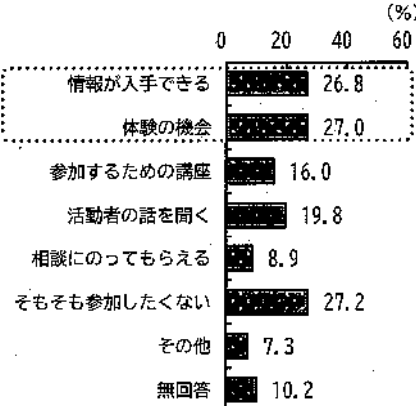
(2018年度) (2025年9月末時点)  
14,070人 → 17,483人

出典：豊田市介護保険課資料

## 担い手の確保

ボランティア活動への参加意向は約5割で減少傾向にあり、情報提供や体験機会等の工夫が必要です。

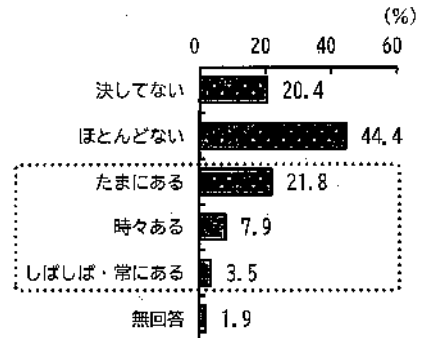
### ボランティア等に参加するための取組



## 孤独・孤立の顕在化

3人に1人が孤独感を感じ、6人に1人が孤立状態です。孤立状態の人の7割は「相談したくない」と回答しており、予防の取組が重要です。

### 孤独であると感じる頻度



# 2 第2次計画の評価

第2次計画では、多機関連携による包括的支援体制の充実や担い手づくり、社会参加・就労につなげる仕組みづくりを着実に進め、複合課題への対応や権利擁護・再犯防止支援の体制を整えることができました。一方で、成果目標はコロナ禍や定年延長など社会情勢の影響で未達成となり、次期計画では社会変化を踏まえた評価手法の検討が求められます。

指標	2018年度 達成率	2021年度 達成率	今回計画 達成率
【基本目標1】 今後、ボランティア・市民活動NPO活動に参加したい (続けたい)と思う市民の割合	59.3%	▲	50.7%
【基本目標1】 生活上の悩みや不安を家族や親せき以外にも相談できる割合	66.9%	▲	42.7%
【基本目標2】 今後、地域活動に参加したい(続けたい)と思う市民の割合	68.9%	▲	53.9%
【基本目標3】 「身近に集える場所」について「特にない」と回答した割合	31.5%	▼	40.2%

# 3 第3次計画でめざす方向

## ○ 地域共生社会の実現

多様な主体が協働し支え合う仕組みを強化し、相談支援や権利擁護、ヤングケアラー・災害時支援を進め、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

## ○ 地域の担い手の確保

地域の担い手不足が課題となる中、人口減少と超高齢化に備え、ボランティア支援や市民福祉大学で裾野を広げ、専門人材の確保・育成と福祉専門職への導線を強化します。

## ○ 孤独・孤立対策の強化

孤立者の多くが相談を望まず、身寄りのない高齢者等の支援が課題です。予防を重視し、つながりづくりと多機関協働の支援体制を強化します。

## 4

## 基本理念

ともに誰もがつながり合い、自分らしく、  
安心して暮らすことができるまちをつくる

## 5

## 計画を推進するうえでの視点

視点	内容
主体的な選択の 支援と尊重	誰もがいつまでも生きがいを感じ、自分らしく輝き続けるためには、どう暮らしたいのかを自分自身で選択でき、多様な背景や価値観を持つ人々が相互に理解し合い、認め合える地域づくりが必要です。
枠組みを超えた 協力と連携	あらゆる主体がこれまでの関係性の枠組みを外し、制度や分野を超えたつながり合いを育むことで、困りごとが生じた場合でもそれぞれが行動し協力し、支え合うことが暮らしの安心につながります。

## 6

## 基本目標

## 基本目標1 認め・支え合う地域づくり

住民や地域団体、専門職、社会福祉協議会、行政が連携し、地域課題の解決に取り組めます。地域福祉活動や相談支援を充実させ、権利擁護や孤独・孤立の予防、若者や企業の参加促進を進め、支え合う地域共生社会を目指します。

## 基本目標2 参加・活躍の機会づくり

高齢者や障がいのある人を含む誰もが、生きがいを持って活躍できる地域を目指します。安心して過ごせる居場所づくりを進め、年齢や障がいの有無に関わらず多様な形で参加・活躍できる仕組みを整えます。

## 基本目標3 安心を得られる支援の充実

すべての市民が意思や権利を尊重され安心して暮らせるよう、日常から災害時まで切れ目のない支援体制を整えます。相談支援や権利擁護、意思決定支援を充実させ、再犯防止の取組も進め、誰もが孤立せず暮らせる地域を目指します。

地域共生社会の実現を目指し、本計画に包含する3つの計画

## ● 重層的支援体制整備事業実施計画

「地域づくり」「包括的な相談支援参加」「活躍の支援」の3つの取組を重ね合わせながら、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を目指します。

## ● 成年後見制度利用促進計画

専門職後見人の活躍支援や権利擁護支援への市民参画の促進、身寄りのない高齢者等の多様な相談を受け止めて支援する取組などを進めます。

## ● 再犯防止推進計画

刑事司法関係機関を始めとする多機関と連携して支援につないだり、地域での生活の基盤である居住の支援を行ったりなど、再犯防止に向けた取組を推進していきます。

# 7 重点施策

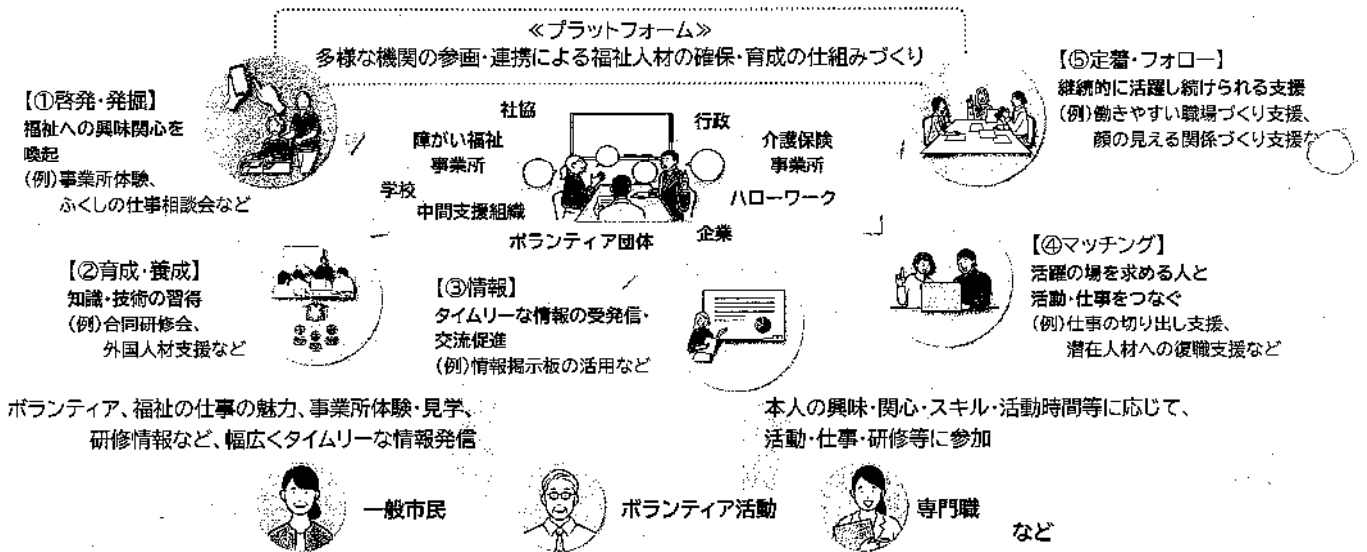
## 重点施策1 地域における福祉の担い手づくりと活躍支援

- 市民が福祉に関心を持ち主体的に地域活動へ参加できるように、福祉教育や体験の機会を広げます。
- 地域人材と専門人材をつなぐ仕組みや柔軟な働き方を整え、人材の確保と定着を支援します。
- 権利擁護や更生保護への理解を促し、多様な立場の人が地域福祉に関わることが出来る環境をつくりまます。

### 主な取組

地域人材・専門人材の確保・育成・活躍支援、権利擁護支援の担い手づくりと活躍支援、若者の社会参加促進、重層的支援体制の推進

#### 【人材確保・育成・活躍支援のイメージ】

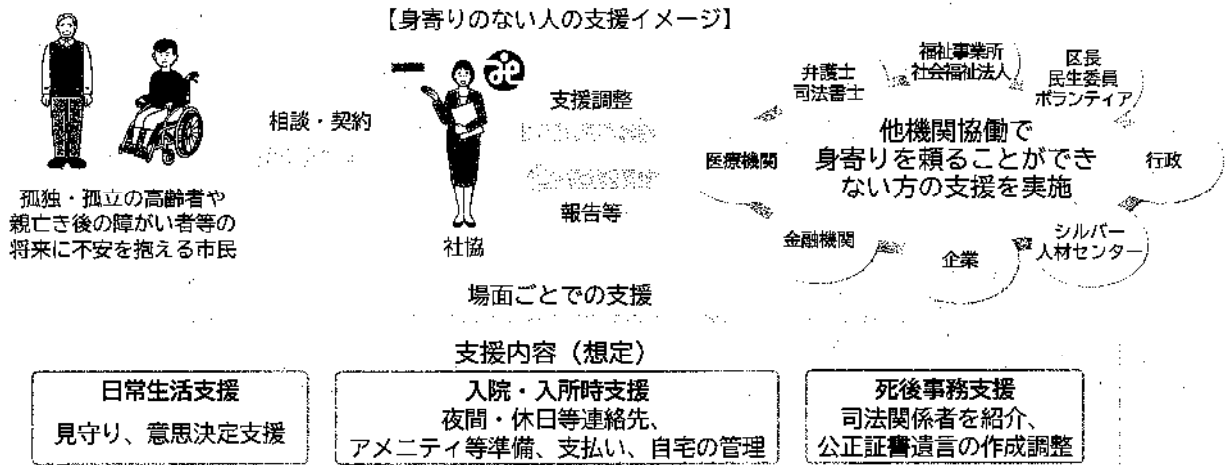


## 重点施策2 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進

- 孤独・孤立を予防するための広報や交流促進を進め、若者を含む多様な市民のつながりを育みます。
- デジタル技術も活用し、個々に合った支援やつながりの機会を整備します。
- 高齢者等の相談体制や権利擁護を強化し、市民参画による安心のネットワークをつくりまます。

### 主な取組

多様な手法による孤独・孤立予防（交流促進の場、孤独・孤立対策ボードゲーム、SNS・AI相談など）、身寄りのない高齢者等の相談窓口の運営と支援体制の充実



## 8 基本施策

### 基本目標1 認め・支え合う地域づくり

#### 基本施策1 認め合う社会風土の醸成

- 多様な背景を持つ人が安心して暮らせるように、わかりやすい情報発信や対話の工夫、認知症や障がいへの理解促進を進めます。

**主な取組** 相互理解と意思疎通の円滑化の推進、新しい認知症観の普及啓発

#### 基本施策2 意思決定支援の推進

- 本人の意思を尊重する支援の理解を広げ、市民参画と多機関協働で支援体制を整えます。

**主な取組** 市民参画と多機関協働による意思決定支援

#### 基本施策3 支え合う地域づくりの推進

- 地域課題を共有し、住民主体で解決に取り組む仕組みを支援します。企業や団体の地域活動も促進します。

**主な取組** 持続可能な地域活動支援、企業による社会貢献活動の促進

### 基本目標2 参加・活躍の機会づくり

#### 基本施策4 配慮が必要な人の社会参加・就労支援

- 居場所づくりや就労支援、住宅支援などを通じて、多様な人が自分らしく暮らせる環境を整えます。

**主な取組** 居場所づくりの推進、社会参加・就労支援、生活再建に向けた居住支援

### 基本目標3 安心を得られる支援の充実

#### 基本施策5 配慮が必要な人への支援体制の強化

- 高齢者・障がい者・こども・若者・ヤングケアラーなどへの支援を充実させるとともに、再犯防止や権利擁護にも取り組みます。

**主な取組** 高齢者の見守り等支援、配慮が必要な家庭・こどもへの支援、多機関協働による再犯防止の推進、権利擁護支援の新たな仕組みへの対応

#### 基本施策6 災害時の福祉支援体制の充実



- 避難行動要支援者名簿の活用や福祉避難所の整備など、災害時の支援体制を強化します。

**主な取組** 福祉的災害マネジメントの推進

# 9

## 計画の評価

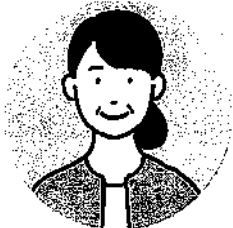
本計画では、数値だけでなく参加者数やアンケート、具体的なエピソードなどの定性的な成果も踏まえ、地域福祉の取組状況を総合的に評価します。

評価	評価の概要
<p>総合アウトカム (状態)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標ごとに施策の中間アウトカム（成果指標）がどのように寄与したかを総合的に評価（エピソード評価）</li> <li>総合アウトカムの指標は設定せず、参考として、第9次総合計画の状態指標や市民アンケートなどの指標を活用</li> <li>重点施策は3つの基本目標全ての評価で参照する</li> <li>3年に一度評価</li> </ul>
<p>各施策の中間アウトカム (評価指標・エピソード)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策ごとに成果指標を設定</li> <li>事業参加者向けのアンケートやヒアリング等を活用し、事業の活動結果が住民の意識や行動にどのように影響を与えたかを加味して評価</li> <li>総合アウトカムへつなげるための中間段階の効果の評価</li> <li>3年に一度評価</li> </ul>
<p>取組の進捗評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組ごとに各事業のアウトプット指標を活用した進捗評価</li> <li>関連計画の掲載事業は、本計画では必要に応じて参照</li> <li>毎年の評価</li> </ul>

# 10

## 地域福祉に関わる様々な立場

地域福祉には、住民（介護が必要な高齢者、障がいのある人、外国籍住民やその他配慮が必要な人も含む）や区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設、事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる立場の人が関わります。



住民

住民（介護が必要な高齢者、障がいのある人、外国籍住民やその他配慮が必要な人も含む）



地域の団体

区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）



専門職

社会福祉法人、福祉施設



企業等  
あらゆる関係者

事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者



社協

社会福祉協議会  
(福祉センター、支所、出張所)

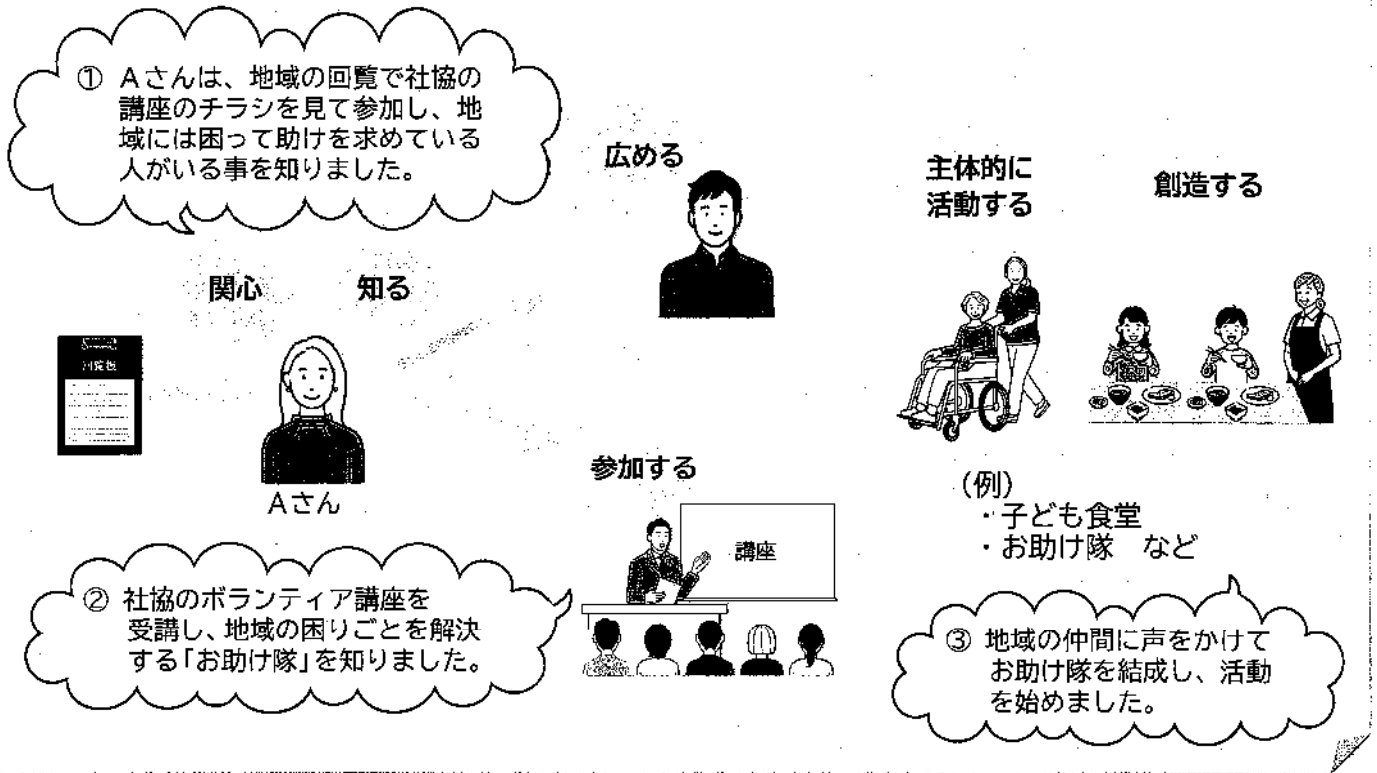


行政

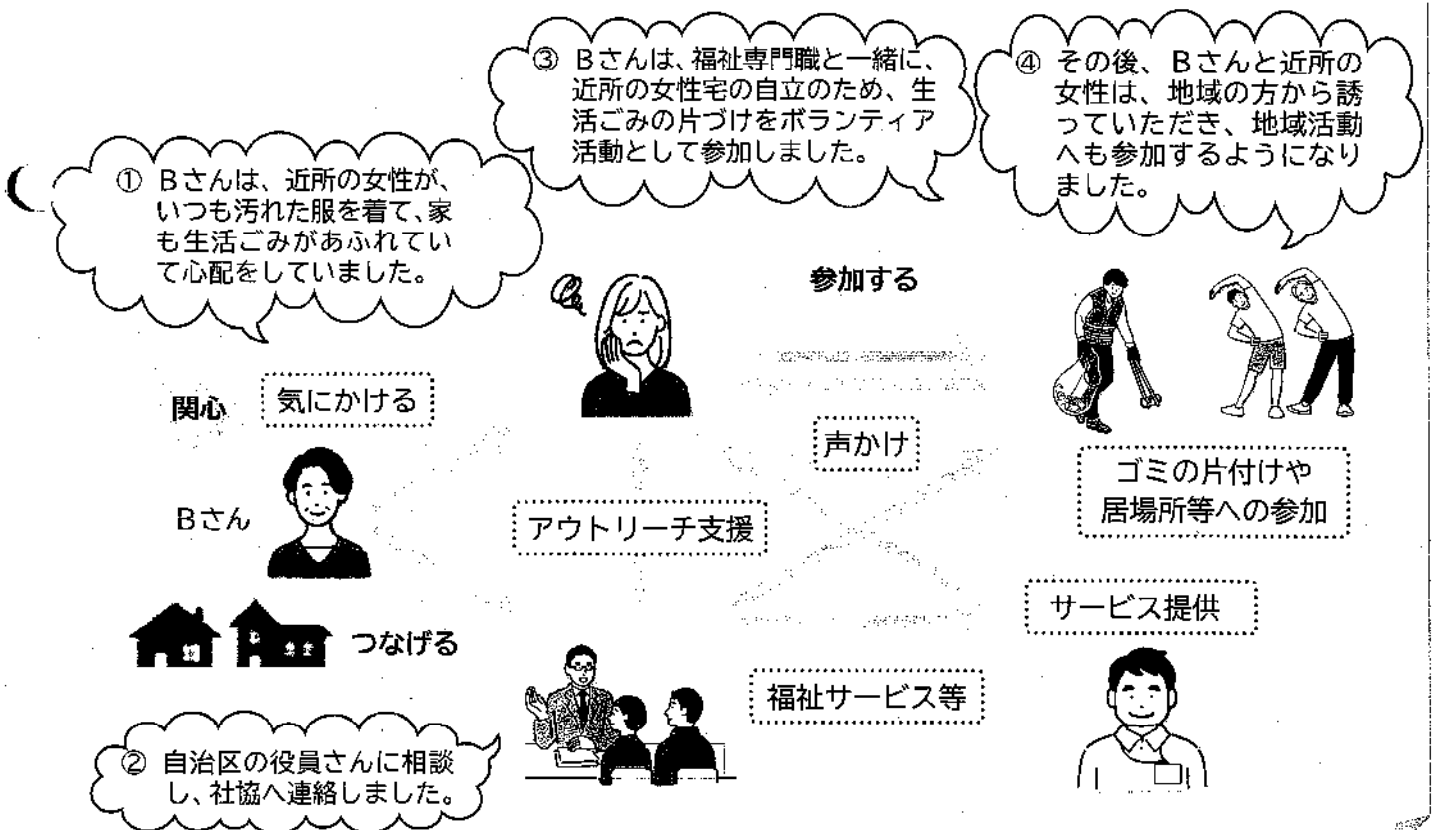
市役所、支所

# 地域福祉に関わる具体的な事例

## ◆ 知る・関心を持つことで主体的に動く・創造するに至った事例



## ◆ 困りごとを支援機関につなぎ、適切なサービスにつながった事例



## 11 地域福祉に関わるうえでの4つの共通視点

住民や地域福祉に関わる多様な主体は、それぞれの状況や環境、意識などにより、地域福祉に関わる段階が違います。そこで本計画では、段階に合わせた4つの共通する視点を示しています。

### 共通視点 1

#### 関心を持つ・知る・情報を得る

- ・地域や福祉、ボランティアなどに関心を持ち、情報を得る。
- ・地域生活課題や地域の取組を知る。

### 共通視点 2

#### つなげる・広める

- ・困りごとを支援機関などにつなげる。
- ・得た情報を知り合い等へ広める。

### 共通視点 3

#### 参加する・行動する

- ・地域の活動に参加する。
- ・声かけ、活動の手伝い、手助けなど行動する。

### 共通視点 4

#### 主体的に動く・創造する

- ・活動に参加し、主体的に活動する。
- ・課題の解決に向けて、新たな活動をはじめたり、仕組みをつくる。

共通する視点の段階

②つなげる・広める

④主体的に動く・創造する

①関心を持つ・知る・情報を得る

③参加する・行動する

それぞれの立場、それぞれの状況に応じて地域福祉に関わることが大切です。

### 第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

発行 令和8年3月

発行者 豊田市 / 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

編集 豊田市 福祉部 地域包括ケア企画課

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所東庁舎1階

電話番号 0565-34-6787

FAX番号 0565-34-6793

E-mail hokatsu-care@city.toyota  
.aichi.jp



社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 地域福祉推進室

〒471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市福祉センター内

電話番号 0565-31-1294

FAX番号 0565-33-2346

E-mail vc@toyota-shakyo.jp



豊感発第16号  
令和8年4月22日

自治区長様

感染症予防課長 河合 貴文

ダニ媒介感染症の予防に関する区民周知について（依頼）

日頃は豊田市の保健行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、豊田市においてダニを媒介とする感染症が立て続けに発生していること、春から秋にかけてダニの活動が活発となることから、予防対策について啓発を実施しております。

つきましては、これらの感染症の発生を防止するため、下記のとおり、自治区集会施設や自治区掲示板にポスターを掲示するとともに、草刈りや支障木伐採等、自治区活動で山や草むらをする際には、区民に注意を呼びかけていただきますようお願いいたします。

御多忙のところ恐れ入りますがよろしく申し上げます。

記

1 送付物

- ・A3サイズ紙媒体「「ダニ」にご注意ください」 1枚

2 掲示期間

到着日 から 令和8年11月末頃まで

（終了時期は目安です。自治区において季節等を勘案し御対応願います。）

3 設置期間終了後の措置

貴施設にて廃棄処分をお願いいたします。

掲示期間中の破損、不足等ございましたら、御一報いただければ送付いたします。

【問合せ】保健部感染症予防課 担当者 水野、浅井  
豊田市西町3-60  
電話 (0565) 34-6180  
FAX (0565) 34-6929  
E-mail:hokansen@city.toyota.aichi.jp

# 「ダニ」にご注意ください



山や草むらでの野外活動の際は、ダニに注意しましょう



春から秋にかけてキャンプ、ハイキング、農作業など、山や草むらで活動する機会が多くなる季節です。

野山に生息するダニに咬まれることで

**重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、ライム病**などに感染することがあります。

## ダニに咬まれないためのポイント！

### ●肌の露出を少なくする

⇒帽子、手袋を着用し、首にタオルを巻く等

### ●長袖・長ズボン・登山用スパッツ等を着用する

⇒シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中

### ●足を完全に覆う靴を履く

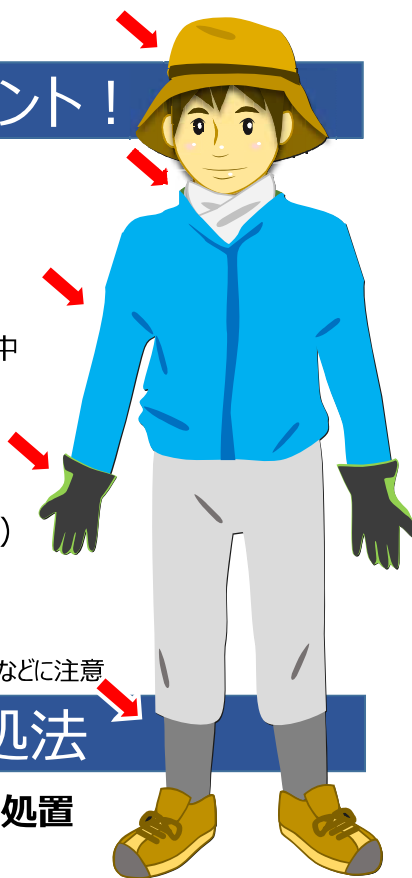
⇒サンダル等は避ける

### ●明るい色の服を着る（マダニを目視で確認しやすくするため）

\* 上着や作業着は家の中に持ち込まないようにしよう

\* 屋外活動後は入浴し、マダニに咬まれていないか確認をしよう

特に、わきの下、足の付け根、手首、膝の裏、胸の下、頭部（髪の毛の中）などに注意



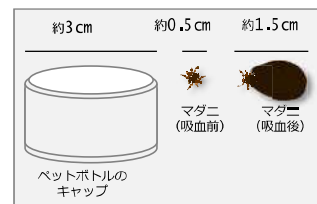
## ダニに咬まれたときの対処法

### ●無理に引き抜こうとせず、医療機関（皮膚科など）で処置（マダニの除去、洗浄など）をしてもらいましょう。

### ●マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で診察を受けて下さい。

【受診時に医師に伝えること】

①野外活動の日付け、②場所、③発症前の行動



←「ダニが媒介する感染症に注意しましょう！」（豊田市）

豊田市保健所 感染症予防課

電話 (0565) 34-6180 FAX (0565) 34-6929

Eメールアドレス [hokansen@city.toyota.aichi.jp](mailto:hokansen@city.toyota.aichi.jp)

豊環政発第 1 0 3 号  
令和 8 年 4 月 2 2 日

自 治 区 長 様

豊 田 市 長 太 田 稔 彦  
( 公 印 省 略 )

## 「グリーンカーテンコンテスト」の実施について

日頃は、本市の環境政策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、豊田市では、夏季の暑さ対策や省エネにつながる取組として、今年度から「グリーンカーテンコンテスト」を開催します。自治区の区民会館やご自宅、事業所にて設置するグリーンカーテンが対象となりますので、ぜひ御参加ください。

### 記

- 1 配 布 資 料 「グリーンカーテンコンテスト」チラシ及び参加登録用紙
- 2 参加登録期間 令和 8 年 4 月 5 日 ( 日 ) ～ 令和 8 年 5 月 3 1 日 ( 日 )
- 3 対 象 市内の自治区、市内在住の個人、市内に事業所のある事業者
- 4 参 加 方 法 参加登録用紙に記載の二次元コードから申込フォームで登録か、参加登録用紙にご記入のうえFAX、メール、郵送又は直接環境政策課まで提出してください。
- 5 実績報告期間 令和 8 年 8 月 1 日 ( 土 ) ～ 令和 8 年 8 月 3 1 日 ( 月 )
- 6 そ の 他
  - ・参加申込者には、植物 ( ゴーヤ又はアサガオ ) の種やネット、土壌改良堆肥「ecoグリーン」を差し上げます。  
※数に限りがあります。
  - ・優秀な取組には豊田市産のお米等の景品を贈呈します。

### 【申込み・問合せ】

〒 4 7 1 - 8 5 0 1 豊田市西町 3 - 6 0  
豊田市役所 環境部 環境政策課 担当：志村、竹内  
電話 3 4 - 6 6 5 0  
FAX 3 4 - 6 7 5 9  
Eメール kansei@city.toyota.aichi.jp

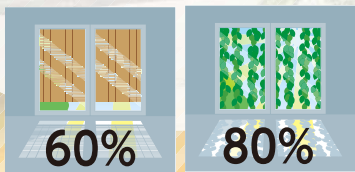
# グリーンカーテン コンテスト

背景写真:「環境の保全を推進する協定協議会」に所属の(株)FTS様本社での緑のカーテン

グリーンカーテンとは、つる性の植物を窓際にはわせて作る自然のカーテンです。太陽の日差しをやわらげ、室温の上昇を抑えることによって、エアコンの使用を減らし省エネにつながります。節電しながらCO<sub>2</sub>を減らし、夏を快適に過ごしましょう!

## 熱エネルギーを 約80%もカット!

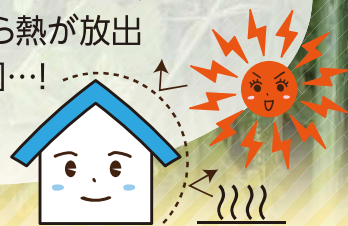
すだれでは50~60%、高性能遮蔽ガラスでも55%程度しか防げません



〈参考〉環境省  
「COOL CHOICE」

## 家のまわりの 表面温度を抑える!

強い日差しを受けて表面温度が高くなった窓付近の地面や壁から熱が放出されるのも暑さの原因…!



## コンテストに参加すると 嬉しいことたくさん♪

### ①必要な資材を プレゼント!

希望者にはグリーンカーテンに最適な**植物の種**(最大3袋まで)と**ネット1枚**、**土壌改良堆肥「ecoグリーン」**を差し上げます。

※数に限りがあります

### ②グリーンカーテン 作成マニュアルプレゼント!

初めての方でもグリーンカーテンの作り方がわかります!

### ③優秀な取組には ステキな 賞品があります!

審査の結果、最優秀賞には「豊田市産お米1俵(60kg)」贈呈! その他にも優秀な取組には「名古屋グランパス選手サイン入りサコッシュ」など素敵な景品を贈呈します!



表彰結果は  
11月に公表予定です

### ④実績報告書とアンケートの提出で 参加賞をプレゼント!

グリーンカーテンを育てた後、実績報告書とアンケートの両方をご提出いただいた方に参加賞をプレゼントします!(数に限りがあります)



(株)名古屋グランパスエイト様はサッカーと子どもたちの未来を守るために、気候変動対策の取組を応援しており、本コンテストにも協賛いただいています。



# グリーンカーテン コンテストに 参加するには？

背景写真:「環境の保全を推進する協定協議会」に所属のトリニティ工業様様の緑のカーテン

コンテストの  
応募には、**参加登録**と  
グリーンカーテン作成後の  
**実績報告**が必要です。  
期間内に参加登録を  
行ってください。

## 参加・登録方法

参加登録用紙に必要事項を記入して、  
WEB、FAX、メール、郵送または直接  
**環境政策課**まで提出してください。

参加登録用紙は環境政策課、各支所・交流館で配布しています。  
また、市役所HPからもダウンロードできます。

### 〈応募資格〉

豊田市内在住の人(1世帯年1回限り)  
豊田市内に事業所のある事業者

### 〈参加登録期間〉

4月5日(日)～5月31日(日)

WEBからの  
参加登録は  
こちら→



イベントの  
詳細は  
こちら→



元中日ドラゴンズ  
選手・監督  
**立浪和義さんと  
熱中症を学ぼう!**

4月21日(火)までに  
参加登録した方限定  
**5月9日(土)開催  
イベントの  
招待券が当たる!**  
(20名様)

### 当選発表

当選された方には、5月1日(金)までに  
環境政策課から当選通知メールをお送りします



## お問合せ

〒471-8501 豊田市役所 環境政策課 気候変動対策担当

電話:0565-34-6650 FAX:0565-34-6759 E-mail:kansei@city.toyota.aichi.jp

一緒に  
やろうよ!



もっと詳しく参加の流れを知りたい!





# グリーンカーテンコンテスト参加の流れ

**1** コンテストに  
参加登録  
4月5日～  
5月31日

参加登録用紙に必要事項を記入し、WEB、FAX、メール、郵送または直接環境政策課まで提出してください。ご希望の方には植物の種やネット、堆肥、グリーンカーテン作成マニュアルをお渡します。  
※資材は準備でき次第順次発送いたします(5月予定)  
※堆肥は郵送不可のため、環境学習施設eco-Tまたは環境政策課にて受取りをお願いいたします。受取可能日は、参加登録完了後にメールにて通知します。

**提出期限は5月31日(日)必着です**

**2** グリーン  
カーテンの作成  
5月～8月

各家庭・事業所で、グリーンカーテンを作成してください。  
実績報告書に添付する写真を撮影してください。  
**(カラーで、グリーンカーテンの正面・全景を含むもの)**  
※令和8年4月以降に撮影したもの。**植物の種類は問いません。**

市が配布する植物以外での挑戦もOK!  
色んな植物にチャレンジしよう!



**3** 実績報告書の  
提出(FAX不可)  
8月1日～  
8月31日

実績報告書に必要事項を記入して提出してください。  
実績報告書の様式は7月下旬に郵送またはメールにてお送りします。  
(市HPからダウンロードも可)WEB、メール、郵送または直接環境政策課までご提出ください。(カラー写真必須のためFAX不可)  
実績報告書には、グリーンカーテンの写真**(カラーで、カーテンの正面・全景を含むもの)**を添付してください。  
審査は実績報告書の内容と写真で行いますので**感想や工夫した点**などの内容も**必ず記載**してください!



**提出期限は8月31日(月)必着です**

**4** 審査結果の発表  
11月頃

審査結果が決まり次第ホームページ及び広報とよたにおいて発表を予定しています。  
優秀な作品はホームページ等で紹介させていただきます。



参加したい! けどグリーンカーテンってどう育てるんだろう...? |||



## どうやって作るの？

### ①資材を用意する！

#### 種・苗、培養土、ネット(プランター、支柱、肥料)

豊田市緑のリサイクルセンターや渡刈クリーンセンターでは、刈草、せん定枝、食品残渣を醗酵させ製造した土壌改良堆肥「ecoグリーン」を販売しています。保水性と通気性に優れており、土に混ぜて使っていただくだけで土壌を柔らかくする効果があります。コンテスト参加者には先着順で無償配布しますので、是非ご利用ください！



### ②種や苗を植える！

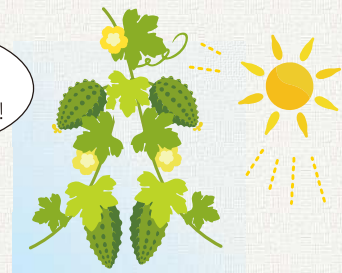
いろんなつる性の植物に挑戦してみよう

### ③愛情を持って育てる！

水やり、摘心、誘引をこまめにしよう

※育て方のコツは、グリーンカーテン作成マニュアルをチェック！

初心者さんや  
忙しい方は  
ゴーヤがオススメ!!



## 豊田市の取組

豊田市では平成20年度から環境教育への活用や地域とのつながりを深めるため、市内小・中学校で「緑のカーテン設置事業」を実施しています。令和6年度は小学校22校、中学校7校の合計29箇所で作成しました！

また、「環境の保全を推進する協定協議会」に所属している企業の中には、工場で緑のカーテンを育てている企業も！設置した緑のカーテンでとれた種は、市内のイベントで景品として配布しています。



▲藤岡南中学校



▲道慈小学校



▲2016年 産業フェスタ  
アサガオ・フウセンカズラの  
種ひろい

みなさんのご参加をお待ちしています！



とよた・涼活アクション 2026

受付番号

発送

# グリーンカーテンコンテスト 参加登録用紙

★申込締切：5月31日(日)

家庭部門 事業所部門 ※どちらか当てはまる方にチェック(☑または■)してください。  
申込日 令和8年 月 日

ふりがな	
お名前/事業所名	
ふりがな 担当者名 (事業所部門のみ)	
ご住所	〒 豊田市
住宅の種別 (家庭部門のみ) (○をつけてください)	戸建て          アパート・マンション
電話	
FAX	
E-mail(※ <sup>1</sup> )	

※<sup>1</sup> メールにて参加登録の受付完了通知や資材の配布予定日をご連絡いたします。

↓どちらかにチェック(☑または■)をいれてください。

種(※ <sup>2</sup> ) (合計3袋まで)	<input type="checkbox"/> 希望する(下に数を記入) <input type="checkbox"/> 希望しない ・ゴーヤ(          袋)・アサガオ(          袋)
ネット(1枚)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
土壌改良堆肥 eco グリーン(1袋)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
グリーンカーテン作成 マニュアル(※ <sup>3</sup> )	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※<sup>2</sup> 種の種類については、在庫状況によりご希望に添えない場合があります。

※<sup>3</sup> 豊田市ホームページからもダウンロードすることができます。

★4月21日(火)までに参加登録した方限定！5月9日(土)開催の「立浪和義さんと熱中症を学ぼう」イベント招待券が当たる！<限定20名様>

イベント参加希望	<input type="checkbox"/> 希望する(          人※3人まで) <input type="checkbox"/> 希望しない
----------	--

【抽選結果発表】当落結果は5月1日(金)までにメールで通知いたします。

イベント詳細はこちら▶



<あて先・問合せ>

豊田市役所 環境政策課 気候変動対策担当  
住所：〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地  
電話：0565-34-6650  
FAX：0565-34-6759  
E-mail：kansei@city.toyota.aichi.jp

※5MB以上のメールは受信できません

WEBからでも  
参加登録できます！



▲WEBからの登録はこちら

【参考資料】自治区・地区コミュニティ会議等に対する委員推薦依頼一覧

R8年4月1日現在（区長会事務局調査）

\*「地区」は中学校区のことを指します。 \*特定の地区のみに対する依頼は掲載していません。 \*掲載内容は調査時点のものです。内容・時期などが変更となる可能性があります。

【区長会役員会を通じて定期的に推薦等のご依頼をするもの】

所属	組織名	役職	人数	依頼先	区長への依頼時期	任期	期間	次回依頼年度	再任	備考
こども・若者政策課	豊田市青少年健全育成推進協議会	理事	各地区1人	地区コミュニティ会議	毎年11月	1年	4月～3月末	R8年	可	1年任期ですが、2年以上続けられる方を希望します。
		育成員	各地区2人以上							
スポーツ振興課	豊田市スポーツ推進委員	委員	5～10人 (地区による)	地区コミュニティ会議	毎年10月	2年	4月から2年間	R8年	可	2年任期ですが委員によって任期満了年度にずれがあるため、毎年の依頼となります。
市民相談課	人権擁護委員	委員	各地区1人 (ただし足助地区2人)	地区区長会	毎年5月頃 ・11月頃	3年	4月から3年間又は 10月から3年間	R8年	可	3年任期ですが委員によって任期満了年度にずれがあるため、毎年の依頼となります。
	行政相談委員	委員	市内12地区から各1人	地区区長会	隔年9月頃	2年	4月から2年間	R8年	可	市内12地区は、支所担当ごとの区域です。
よりそい支援課	民生委員児童委員	委員	1～5人程度 (自治区規模による)	自治区	3年ごと5月	3年	12月から3年間	随時	可	委員の辞職等により欠員が生じた場合は、随時後任委員をご推薦いただくことがあります。

【毎年選任をお願いしているもの】

所属	組織名	役職	人数	依頼先	区長への依頼時期	任期	期間	次回依頼年度	再任	備考
循環型社会推進課	環境委員	委員	1自治区1名以上	自治区	毎年2月	1年	4月～3月末	R8年	可	毎年、自治区長等選任報告書の中で報告を依頼しています。
交通安全防犯課	交通安全委員	委員	1自治区1名	自治区	毎年2月	1年	4月～3月末	R8年	可	毎年、自治区長等選任報告書の中で報告を依頼しています。
警察署生活安全課 (交通安全防犯課)	防犯連絡所班長	班長	原則として小学校区に 1名	地区区長会	毎年2月	1年	4月～3月末	R8年	可	毎年度末に次期地区区長会長名とあわせて報告を依頼しています。 地区区長会長には必ず兼務していただいています。
防災対策課	自主防災会連絡協議会役員	役員	各地区1名	地区区長会	毎年2月	1年	4月～3月末	R8年	可	毎年度末に次期地区区長会長名とあわせて報告を依頼しています。 地区の自主防災会長に限らず役職者等のどなたかに役員となっていただきます。

【臨時的なもの】

所属	組織名	役職	人数	依頼先	区長への依頼時期	任期	期間	次回依頼年度	再任	備考
(総)庶務課	国勢調査	調査員等	地区による	自治区	国勢調査実施年度			R12年	可	(臨時依頼) 担当課が区長会及び各地区で説明を行います。
(総)庶務課	農林業センサス	調査員等	地区による	自治区	農林業センサス実施年度			R11年	可	(臨時依頼) 担当課が区長会及び各地区で説明を行います。
選挙管理委員会	選挙管理委員会	投票管理者 立会人等	地区による	自治区 地区区長会	選挙実施年度			都度	可	(臨時依頼) 担当課が区長会及び各地区で説明を行います。

【選考に関する相談がある可能性があるもの】

所属	組織名	役職	人数	依頼先	区長への依頼時期	任期	期間	次回依頼年度	再任	備考
地域支援課 又は各支所	地域会議	委員	地区による			2年	4月から2年間	R9年	2期まで	地区により、推薦母体や人数に違いがあります。次期任期はR10年4月から2年間。 自治区推薦枠を設けている地域会議は、自治区長名の推薦書を提出する必要があります。
農業委員会事務局	農業委員会	農業委員 農地利用最適化推進委員	地区による			3年	7月から3年間	R10年	可	地区により様々な決め方を行っています。次期任期はR11年7月から3年間。 自治区長が選考や推薦に携わる地区があります。
こども・若者政策課	保護司	保護司	地区による			2年	委嘱の日（5月25日 もしくは11月25日）から2年間	都度	可	保護司の人材確保について、自治区に相談が行く場合があります。